

第3次 日高市地域福祉計画・地域福祉活動計画 進捗状況一覧表

評価(A:実施率90%以上、B:50%以上90%未満、C:50%未満、D:未実施)

取組名	所管	概要	令和3年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
1. 基盤づくり						
1. 包括的な支援体制づくりの構築						
市の取組	①包括的な支援体制づくり	生活福祉課	社会福祉協議会が中心となって進める地域支え合い体制の構築支援、市と社会福祉協議会との相談体制の連携強化及び関係機関相互の連携強化を図り、包括的な支援体制づくりを推進します。	継続的支援体制構築等事業を社会福祉協議会に委託し、モデル地区2地区(武蔵台地区、高根地区)における取組強化やその他の地域で体制構築を進めるための支援を行いました。 包括的相談支援体制強化のため、社会福祉協議会等の関係機関も招集し、日高市福祉複合課題調整チーム会議を3回開催しました。	地域支え合い体制構築のため、社会福祉協議会と連携を図っていきます。また、社会福祉協議会及び関係機関と連携し、包括的相談支援体制強化を図っていきます。	B
社会福祉協議会の取組	①包括的な支援体制づくり	社会福祉協議会	社会福祉協議会が中心となって進める地域支え合い体制の構築支援、市と社会福祉協議会との相談体制の連携強化及び関係機関相互の連携強化を図り、包括的な支援体制づくりを推進します。	日高市継続的支援体制構築事業として、市からの委託により、相談者の属性や世代、内容に関わらず相談を受け止められる体制の構築と、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保を進めるための準備を行いました。 また、相談支援体制の連携を図るため、相談支援機関による「重層的支援体制に関する懇談会」を開催し、今後の取組に向けたイメージづくりに着手しました。	地域支え合いについては、地域福祉活動の担い手が高齢化、多様化する中で、既存の枠組みを生かしつつ、新たな協力者をつなぐ発想が重要となります。 また、関係機関の連携については、異なる支援分野間の意識の共有が必要であり、会議だけではなく、日常業務や学習機会を持つなどの対応する必要があります。	B
	②地域福祉推進組織の設置	社会福祉協議会	地域支え合い体制として、地域住民が主体的に地域課題を把握し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める「地域福祉推進組織」の設置を進めます。	武蔵台及び高根地域に「地域活動拠点」を整備し、地域住民が主体的に地域課題を把握し、その解決を図る取組を支援しました。	既存の組織の取組であり、社会福祉協議会が設置するかたちではなく、地域福祉推進組織との連携(パートナーシップ)で取組を進めています。 地域においてどのような対応が必要かの協議を進めながら、他の地域での拡大が課題です。	B
2. 社会福祉協議会、支援センター等の充実・強化						
市の取組	①社会福祉協議会への支援	生活福祉課	地域福祉事業の推進、ボランティア活動の振興等、市社会福祉協議会の機能強化を図るため、補助金の交付を行うとともに、市と社会福祉協議会との連携を強化します。	社会福祉協議会に対し、財政支援を行うことにより活動を支援しました。	社会福祉協議会に財政的支援を行い活動を支援していきます。	A
	②地域包括支援センターの充実	長寿いきがい課	「地域包括支援センター」が地域における多様な関係機関等との連携を強化し、機能の充実を図るとともに、効率的かつ一体的な運営体制を構築するため、センター機能の強化について検討を行います。	地域包括支援センター等運営協議会(書面会議)の開催を通じて得た医師等専門職からの意見を活用する等して、継続的に各地域包括支援センターの運営改善を図りました。 また、市と各地域包括支援センターとで定期的な打ち合わせ(連絡会)を開催し、情報共有化等を通じて連携の強化に努めました。	引き続き、地域包括支援センター等運営協議会を定期的に開催し、医師等の専門職から、運営に関する助言等が得られるよう努めます。 また、運営に有効な情報を随時提供する等して、各地域包括支援センターの機能強化を支援します。	A
	③地域子育て支援拠点の充実	子育て応援課	「子育て総合支援センター」が中心となり、子育て情報の提供、親子の交流や育児相談等を行う「地域子育て支援拠点」の連携強化を図るとともに、関係機関との連携を密にし、利用促進及び機能強化を図ります。	地域の身近な場所で、育児に対する不安や負担感を軽減するため、地域子育て支援センター「ぬくぬく」及び「おひさま(高根児童室)」の運営のほか、民間保育園の専門的な技術や知識を活用し、子育て支援を行いました。また、各拠点施設が連携し、相互に施設を巡る「思い出アルバムラリー」を実施し、利用促進に努めました。	子育てに不安を抱える子育て家庭にきめ細かな支援を行うため、地域の子育て関係機関との連携を図り、子育て支援の充実に取り組みます。また、各拠点施設の連携を図り、利用促進に取り組みます。	A
	④利用者支援事業及び子育て世代包括支援センターの充実	子育て応援課	「利用者支援事業(母子保健型)」と「利用者支援事業(基本型)」の連携を強化するとともに、妊娠期から子育て期までの総合相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の充実を図ります。	子育てに関する相談等に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保健相談センターが実施する「母子保健利用者支援事業(母子保健型)」との連携強化に取り組みました。他機関のイベント等に出張する等情報連携に努めました。	引き続き「敷居の低い身近な場所」として子育て親子の相談等に応じるとともに、保健相談センターが実施する「母子保健利用者支援事業(母子保健型)」との連携を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援に取り組みます。	A
		保健相談センター		「利用者支援事業(母子保健型)」と子育て応援課が実施する「利用者支援事業(基本型)」との連携会議を年1回実施しました。また、保健相談センターで実施する「パパ・ママ教室」には、母子保健型担当者が、親子教室である「赤ちゃんサロン」には、両担当者が参加し、妊娠期から子育て期までの総合相談支援に対応しました。	「利用者支援事業(母子保健型)」と「利用者支援事業(基本型)」の連携を強化するとともに、妊娠期から子育て期までの総合相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の充実を図ります。	A
	⑤家庭児童相談室の充実	子育て応援課	児童及び児童を養育する保護者等に係る様々な問題の解決を図るため、「家庭児童相談室」を設置するとともに、相談室の周知を行うなど利用の促進を図ります。	学校や学童、幼稚園や保育園等への訪問時、家庭児童相談室のパンフレットを配布し、周知を図りました。また、児童を養育する保護者等を対象に電話や訪問による相談指導を行いました。	引き続き、家庭児童相談室の周知に努め、児童養育に関する様々な相談等に対応していきます。	A
	⑥乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問及び健康相談の充実	保健相談センター	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な悩みの相談や子育て支援を行う乳児家庭全戸訪問、養育支援が必要な家庭へ訪問し、養育上の問題を解決する養育支援訪問、乳幼児の健康相談等を行います。	乳児家庭全戸訪問として、助産師・保健師が自宅に伺い、様々な悩みの相談に応じ、育児に関する情報を提供しました。養育支援が必要な家庭に、養育支援訪問を行うことで、育児負担を軽減し、子育ての支援を行いました。健康相談を45回実施し、保健師・栄養士等の専門職が、育児に関する様々な相談に対応しました。	生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に助産師・保健師が行う乳児全戸訪問、養育支援が必要な家庭に行う養育支援訪問を実施し、様々な悩みや子育ての支援を行います。また、健康相談により、育児に関する様々な相談に対応します。	A
	⑦障がい者相談支援センター及び基幹相談支援センターの充実	障がい福祉課	障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、「障がい者相談支援センター」を設置するとともに、地域における相談支援の中核的な役割として「基幹相談支援センター」を1市3町により共同設置し、充実を図ります。	市内に障がい者相談支援センターを2か所設置し、さらに地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、1市3町(日高市、毛呂山町、越生町、鳩山町)で共同して基幹相談支援センターを設置し、広域内福祉サービス連携及び困難事例の情報共有、相談支援体制の効率化及び機能強化に努めました。 令和3年度における相談件数は全体で488件でした。	基幹相談支援センター業務について、令和3年度末で事業者が撤退したことから、今後は、市、障がい者相談支援センター並びに指定特定相談支援事業所間で連携して相談支援体制の機能強化に努めます。	A
⑧自立相談支援センターの充実	生活福祉課	生活に困窮している人から窓口や電話等による様々な相談を受け、自立に向けた包括的な支援を行うため、「自立相談支援センター」を設置し、関係機関と連携しながら利用促進及び機能強化を図ります。	様々な課題を抱える生活に困窮している人に対して、個人の状況に合わせた包括的かつ継続的な支援(生活困窮者自立相談支援事業)を実施。また、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業を開始し、事業を強化しました。 新規相談受付229件、プラン申込38件、支援調整1,406件、相談支援1,033件、就労準備支援5件、家計改善支援30件	主任相談支援員、就労支援員、就労準備支援員、家計改善支援員が一体となって、生活困窮者が生活保護に陥る事が無いよう、より一層取り組みます。	A	

取組名	所管	概要	令和3年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
⑨地域の福祉機関のネットワーク間の連携強化	生活福祉課	包括的な支援体制の強化のため、地域における様々な分野の福祉機関のネットワークについて、現状を把握・分析し、ネットワーク間の連携強化について、検討を進めます。	日高市福祉複合課題調整チーム会議の場において、市内関係機関も招集し、ケース検討を通じて、関係機関とのネットワーク間の位置づけや連携強化の確認並びに、情報共有を行いました。	日高市福祉複合課題調整チーム会議の開催やコーディネーター会議に出席して情報共有を図るとともに、様々な福祉機関のネットワークについて現状を把握・分析していきます。	A	
⑩要援護高齢者等支援ネットワークの推進	長寿いきがい課	保健、医療、福祉、警察、消防等の関係機関が相互に連携し、高齢者、障がい者及びその家族等の権利擁護、見守り活動、消費者被害防止等の支援を行うため、「要援護高齢者等支援ネットワーク」を推進します。	市内を日常的に巡回している19事業所と協定を締結している他、年度当初に各地域包括支援センター職員が各事業所を訪問して協力を依頼した結果、ネットワークへ登録する事業所数を増加させることができました。 また、令和4年2月16日に要援護高齢者ネットワーク研修会を開催しました。	市内事業所への訪問及び協力依頼を通じた登録事業所の増加を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	A	
	障がい福祉課		新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修会等の取組はできませんでした。一方、見守り活動等の支援については、個別相談に係る支援者同士の連携等により、推進することができました。	新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しながら、引き続き長寿いきがい課等と協力し、取組を継続します。	B	
	産業振興課		要援護者等支援ネットワーク研修会及び協定締結事業所連絡会に参加し、消費者被害の最新手口等について学ぶとともに、ネットワークの機能強化を図りました。	引き続き、要援護者等支援ネットワーク研修会や協定締結事業所連絡会等に参加し、ネットワークの推進及び機能強化を図ります。	A	
⑪地域ケア会議の開催	長寿いきがい課	介護支援専門員のケアマネジメント支援を行う「ケアマネジメント支援型」、自治会や行政区単位等で地域課題の把握を行う「圏域型」による地域ケア会議を開催します。	令和3年度の「ケアマネジメント支援型」の地域ケア会議は、令和3年5月から令和4年3月まで、月1回実施しました。また、地域包括支援センターが実施する「圏域型」の地域ケア会議は年26回実施しました。	「ケアマネジメント支援型」は、ケアマネジャーが、自立支援に資するケアマネジメントが実施できるよう、半年後の評価を実施し、事例の振り返りができるようにしていきます。また、「圏域型」については、地域の実情に応じて開催ができるよう、支援してまいります。	A	
⑫生活支援体制に係る協議体の設置	長寿いきがい課	介護予防・生活支援体制整備に向けて、市全域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に協議体を設置し、多様な関係機関の情報共有及び連携・協働による取組を推進します。	第1層協議体1か所、第2層協議体6か所設置し、第1層協議体は年3回、第2層協議体は合計13回、地域課題について話し合いを行いました。 構成メンバーは民生委員や自治会役員、サロン代表等、地域で実際に活動している方々です。	第1層、第2層協議体共に引き続き活発な協議を進めます。 また、地域課題の把握を図るため、第2層協議体の増加（設立）を支援してまいります。	A	
⑬要保護児童対策地域協議会の設置・開催	子育て応援課	保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関が相互に連携し、児童虐待等の発生予防及び早期発見・対応を図るため、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、会議を開催します。	要保護児童対策地域協議会の構成機関等による代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議をそれぞれ開催しました。会議においては、各機関等で情報の交換と共有を図り、要保護児童等に対して適切な対策を実施しました。	引き続き、要保護児童対策地域協議会等を通じて、児童虐待等の発生予防及び早期発見・対応を図ります。	A	
⑭障がい者地域総合支援協議会の設置・開催	障がい福祉課	保健、医療、福祉、企業等の関係機関が相互に連携し、地域における障がい者等への支援体制の整備について協議するため、「障がい者地域総合支援協議会」を設置し、会議を開催します。	令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日高市障害者地域総合支援協議会を開催することができませんでした。	令和4年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を講じながら、日高市障がい者地域総合支援協議会を開催し、第6期日高市障がい者計画、障がい福祉計画及び第2期日高市障がい児福祉計画の内容の協議、障害者差別解消法改正に基づく部会設置等の取組を行います。	D	
⑮自殺対策推進連絡会の設置・開催	保健相談センター	保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が相互に連携し、自殺対策の総合的な推進及び自殺予防を図るため、「自殺対策推進連絡会」を設置し、会議を開催します。	「自殺対策推進連絡会」について、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、書面会議を1回開催しました。	来年度の自殺対策計画更新に向けて、今年度も会議を開催します。	A	
⑯ボランティアセンターの支援	総務課	社会福祉協議会の「ボランティアセンター」の機能強化・充実を図るため、ボランティア団体及びボランティア活動に対して行う情報化支援、相談支援、財政支援等の各種事業を支援し行います。	コロナ禍で交流会などは開催できなかったものの、ボランティアネットの利用により、ボランティアを依頼したい人と、やりたい人を繋ぐことができました。	オンラインを利用した定例会議、交流会及びボランティアコーディネーター研修会を実施していきたいと考えます。	A	
社会福祉協議会の取組	①社会福祉協議会の運営体制の強化	社会福祉協議会	理事会、評議員会、委員会等を開催し、事業及び経営の基盤の強化を図るとともに、法人情報について社会福祉協議会のホームページ等で公表し、透明性を確保します。	理事会(年4回)、評議員会(年4回)を開催し、地域の関係各層からの参加を得て法人運営を進めました。また、ホームページについては逐次更新し、透明性の確保に努めました。	委員会の開催方法を再考し、法人運営に多くの関係者の声を取り入れるや、コロナ禍における経営への参加のあり方について検討が必要とされます。	B
	②社会福祉協議会の財源確保の強化	社会福祉協議会	福祉委員、ボランティア団体、事業所等の協力による社会福祉協議会会員加入促進及び共同募金運動の展開、不要入れ歯・アクセサリーの回収、寄附付き自動販売機の設置等による財源確保を行います。また、設置している基金の運営方法を見直し、法人運営や地域福祉事業への活用と効果的な運用を進めます。	社協会員や共同募金の徴募については、関係各所の協力を得ながら計画的に取り組むことができましたが、高齢化の進展などにより地域からの戸別の徴募や募金が減少しました。また、行政からの出捐金による果実運用として取り組んできた地域福祉基金については、時代により当初の目的を果たしたため、基金の原資部分を市に返還し、地域福祉基金を廃止しました。	社協活動の財源確保に向けて、法人として重点的に解決に取り組む地域課題を前面に押し出し、市民からの寄付を創造していく「ファンドレイジング」という考え方が重要となっています。	B
	③福祉委員の設置及び会議の開催	社会福祉協議会	住民参加による地域活動を円滑・効果的に推進するため、行政区の区長を福祉委員に委嘱し、情報交換、社会福祉協議会会費及び共同募金への協力、地域活動に係る会議の開催等を行います。	行政区の区長を福祉委員として委嘱し、地域福祉の財源確保等にご理解とご協力をいただきました。 福祉委員を対象として開催している「福祉委員会議」については、コロナ感染拡大防止の観点から開催を取りやめました。	今後も引き続き、福祉委員との連携を強化するとともに、感染状況などを勘案して会議の開催について検討します。	B
	④社会福祉協議会の相談体制の充実	社会福祉協議会	社会福祉協議会で実施している各種相談事業の運営体制の統合化を図り、個別課題への切れ目のない対応を進めるとともに、課題対応の実績を積み重ねることで、専門性の向上を図ります。また、生活の困りごとの相談に応じて必要な支援につなぐ「出前相談」、法律問題を抱える人に対して弁護士が相談に応じる「無料法律相談」を実施し、相談体制の充実を図ります。	令和3年11月に機構改革を行い、相談支援課を設置し、子育て、障がい、生活困窮など、様々な状況にある人の相談に応じられる体制を整備しました。また、「心配ごと相談」や「無料法律相談」などのほか、令和3年度には新たに「成年後見に関する相談」などの相談機会を創設し、地域住民の多様な困りごとへの対応を図りました。	今後も引き続き、多様な相談に対応できる体制整備に努めます。	A
	⑤高麗川地域包括支援センターの充実	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域における介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等の充実を図ります。	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域内における介護予防ケアマネジメント(644件)、総合相談支援業務(1,926件)、権利擁護業務(1,816件)、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(482件)等の対応をしました。	今後も引き続き、同業務の充実、強化に向けた対応を進めます。	A

取組名	所管	概要	令和3年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
⑥地域ケア会議（高麗川地域包括支援センター圏域）の開催	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域の地域ケア会議（圏域型）を開催し、地域における課題の把握、情報共有等を行います。	高麗川地域包括支援センター圏域の地域ケア会議（圏域型）を、延べ11回開催し、地域における課題の把握、情報共有等を行いました。	コロナ禍において集まる機会設定が困難な中ではありますが、同取組の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
⑦生活支援体制に係る協議体の設置	社会福祉協議会	市から業務の委託を受け、市全域（第1層）及び日常生活圏域（高麗川地域包括支援センター圏域）（第2層）協議体を設置し、多様な関係機関の情報共有及び連携・協働による取組を推進します。	市からの業務の委託を受け、市全域（第1層）及び高麗川地域包括支援センター圏域（第2層）に協議体を設置し、第1層では、生活課題として関心の高い移動支援に関する勉強会を開催し、地域住民や専門職と課題について研究を進めました。	コロナ禍において集まる機会設定が困難な中ではありますが、同取組の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
⑧障がい者相談支援センターの充実	社会福祉協議会（障がい者相談支援センター）	市から業務の委託を受け、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため「障がい者相談支援センター」を設置し、様々な相談に応じ、情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のための援助等の充実を図ります。	市からの委託を受け、障がい者相談支援センターを設置し、障がい者相談支援専門員を1名配置し、障がい者様々な相談に応じ、情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のための援助等の充実を図りました。（契約により87件を支援）	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
⑨自立相談支援センターの充実	社会福祉協議会（自立相談支援センター）	市から業務の委託を受け、「自立相談支援センター」を設置し、生活に困窮している人から窓口や電話等による様々な相談を受け、自立に向けた包括的な支援の充実を図ります。	市からの委託を受け、自立相談支援センターを設置し、主任相談支援員、相談支援員兼就労支援員、家計改善支援員、就労準備支援員をそれぞれ1名配置し、生活に困窮している人からの相談に応じました。（相談受付件数229件、自立プランの作成38件）	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
⑩ボランティアセンターの充実	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	「ボランティアセンター」を設置し、ボランティアコーディネーターを配置し、ニーズ把握、関係団体等との調整、研修の実施、活動団体への支援、情報提供、マッチング等ボランティア活動の普及促進を図ります。	ボランティア活動が、福祉分野だけではなく、まちづくり等す野が広がる中、従来のボランティアセンターを発展改組し、「日高市ボランティア・市民活動支援センター」を設置し、運営を始めました。	ボランティアサポーターなどの人的資源と、日高ボランティアネットなどの情報資源を効果的に活用できるよう体制を整える必要があります。	A

3. コミュニティソーシャルワーカー(CSW)、相談支援包括化推進員、相談員等の配置及び資質向上

市の取組	①コミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び相談支援包括化推進員の配置支援	生活福祉課	社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び相談支援包括化推進員が配置され、円滑な活動が行えるよう、市と社会福祉協議会との連携を強化します。	コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーター配置における財政的支援を行いました。	社会福祉協議会との連携を図り、情報共有に努め支援していきます。	A
	②生活支援コーディネーターの配置及び資質向上	長寿いきがい課	地域の高齢者ニーズや不足している介護予防・生活支援サービス等を把握し、生活支援の担い手育成やサービス開発等をコーディネートするため、市全域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に生活支援コーディネーターを配置し、資質を向上します。	第1層生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に2名、第2層生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに各1名、計3名を配置し、高齢者のニーズ把握や社会資源の掘り起こし等を進めました。また、毎月、生活支援コーディネーターの打ち合わせを行う等して、情報共有化及び連携の強化を図りました。	引き続き、各地域課題や高齢者ニーズの把握等を進め、高齢者が住みなれた場所で暮らし続けられるよう支援してまいります。	A
	③認知症地域支援推進員の配置及び資質向上	長寿いきがい課	認知症の方やその家族からの相談に応じ、「認知症医療疾患センター」等の関係機関とのネットワークの構築を図るとともに、認知症に対する普及啓発を行うため、「地域包括支援センター」に認知症地域支援推進員を配置し、資質を向上します。	各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる体制を整備しています。また、認知症高齢者の個別支援を行った他、認知症サポーター養成講座を開催する等して、認知症に関する知識の普及啓発を図りました。	認知症の人やその家族が安心して暮らしていけるよう、引き続き認知症に関する知識の普及啓発等に取り組んでまいります。	A
	④相談に応じる専門員の設置及び資質向上	子育て応援課	家庭児童相談室に家庭児童相談員、ひとり親家庭の相談に母子・父子自立支援員、地域子育て支援拠点等に子ども・子育て利用者支援専門員を配置し、資質を向上します。	それぞれの専門職員が資質向上のため、各種研修等に参加しました。	引き続き、専門職員の資質向上を図るため、各種研修等に参加します。	A
		保健相談センター	保健相談センターに利用者支援事業として母子保健利用者支援専門員を配置し、資質を向上します。	保健相談センターに母子保健利用者支援専門員を1名配置しています。妊娠届出時に妊婦と面接を行うことで、妊娠初期から必要な情報を提供し、妊娠期から出産・子育て期まで継続した相談支援を実施しました。	保健相談センターに利用者支援事業として母子保健利用者支援専門員を配置し、資質を向上します。	A
		生活福祉課	生活保護世帯に対する就労支援等を行うため、福祉事務所に住宅確保・就労支援員を配置し、資質を向上します。	被保護者就労支援事業における、就労支援員を設置。ハローワークとも連携し、一人一人の状況に合わせた相談事業を展開しました。令和3年度は延べ33人に実施し計5人が就労しました。	引き続き、就労支援員を設置し、生活保護世帯に対する就労支援等を行い、被保護世帯の自立に向けた支援に取り組めます。	A
	⑤福祉専門職の配置及び資質向上	生活福祉課	福祉事務所における相談援助等の業務の質を高めるため、福祉専門職の配置、社会福祉主事の資格取得、必要な研修への参加等を行います。	1名の福祉事務所職員が社会福祉主事の資格を取得しました。	社会福祉主事の資格取得について支援するとともに必要な研修等へ積極的に参加していきます。	A
社会福祉協	①コミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び相談支援包括化推進員の配置及び資質向上	社会福祉協議会	市全域（第1層）及び福祉圏域（第2層）ごとに、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)及び相談支援包括化推進員を配置するとともに、市と連携しながら包括的な支援体制づくりを進めるため、資質を向上します。	令和3年11月に、社協組織の一部改編を行い、高麗、高麗川、高萩の各所にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を各1名、自立相談支援センターの主任相談支援員を相談支援包括化推進員として任命し、対応を進めました。	CSWについては兼務であり、地域に積極的に出向いて対応するまでには至らない地域がありました。この職種は、重層的支援体制構築においても重要な役割を担うことが期待されており、専任職員の配置が必要です。	B

取組名	所管	概要	令和3年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
議会の取組	②生活支援コーディネーターの配置及び資質向上	社会福祉協議会	市から業務の委託を受け、地域の高齢者ニーズや不足している介護予防・生活支援サービス等を把握し、生活支援の担い手育成やサービス開発等をコーディネートするため、市全域（第1層）及び高麗川地域包括支援センター圏域（第2層）に生活支援コーディネーターを配置し、資質を向上します。	第1層生活支援コーディネーターを2名、高麗川地域包括支援センター圏域における第2層生活支援コーディネーターを1名配置し、地域における社会資源開発などを進めました。	生活支援コーディネーター間の連携の場を設定するなどして、情報共有や各種研修を通じて資質の向上を図りました。	A
	③認知症地域支援推進員の配置及び資質向上（高麗川地域包括支援センター圏域）	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域を管轄する認知症地域支援推進員を配置し、資質を向上します。	市からの高麗川地域包括支援センター業務の委託を受け、同センター圏域を担当する認知症地位支援推進員を2名配置し、認知症カフェや出前相談(延べ3回)、認知症予防教室(脳いきいき教室)を述べ12回開催し、認知症の啓発強化に取り組みました。	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	④相談等に応じる専門員の設置及び資質向上	社会福祉協議会	社会福祉士、看護師、ケアマネージャー、ボランティアコーディネーター等の相談に応じる専門職を配置し、資質を向上します。	社会福祉士、看護師、ケアマネージャー、ボランティアコーディネーター等の専門職を配置し、資質の向上に向けた取組を支援しました。	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	⑤福祉専門職の配置及び資質向上	社会福祉協議会	社会福祉士等の福祉専門職を計画的に配置するとともに、県社会福祉協議会主催による研修への参加、社会福祉士等の業務に必要な資格取得に係る一部助成及び職場内研修を通じ、職員員の資質を向上します。	社会福祉士等の福祉専門職の採用、及び県社会福祉協議会主催による研修への参加を進め、職員個々の資質向上を支援しました。業務に必要な資格取得に係る一部助成については、財源が不足しており、現在は受け入れを休止しています。	令和4年度から、非正規雇用者に限定されますが、資格取得のインセンティブを高める観点から「資格手当」を創設しました。資格取得に拠る専門性の向上を期待しています。	B
4. 虐待等の防止の強化及び権利擁護事業の充実						
市の取組	①高齢者虐待防止の強化	長寿いきがい課	高齢者の虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取組を行うため、関係機関とのネットワーク強化、一時保護の対応、研修の実施、「地域包括支援センター」による相談窓口の設置をするなど、高齢者虐待防止に向けた対応を強化します。	高齢者虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取り組みとして、埼玉県が実施する「高齢者虐待対応専門員研修」に参加した他、あんしんねっとにおける関係機関との連携強化、地域包括支援センターでの適切な相談対応及び市による速やかな措置(保護)を実施する等して、高齢者虐待に適切な対応を実施しました。	引き続き関係機関との連携を図る等して、虐待と思われる情報の速やかな収集に努めます。また、虐待情報を把握した際には、必要な措置を適切に講じる等して、高齢者の安全確保を図ります。	A
	②DV（ドメスティックバイオレンス）・児童虐待防止の強化	子育て応援課	DV（ドメスティックバイオレンス）や児童虐待被害者に対する相談、支援、一時保護等を関係機関と連携し、対応するとともに、要保護児童対策地域協議会の開催、相談窓口の周知、講演会等の開催、児童虐待防止マニュアルの作成等を行います。	DV(ドメスティックバイオレンス)担当部署と必要な情報を共有する等、連携を図りました。また、児童虐待防止等に関して、広報誌への掲載や啓発用ティッシュを配布する等、啓発に努めました。	引き続き、関係機関との連携を強化するとともに、児童虐待防止のための啓発に努めます。	A
	③障がい者虐待防止の強化	障がい福祉課	障がい者の虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取組を行うため、関係機関とのネットワーク強化、一時保護の対応、研修の実施、「障がい者虐待防止センター」の設置をするなど、障がい者虐待防止に向けた対応を強化します。	障がい福祉課内に「日高市障がい者虐待防止センター」を設置し、関係機関とのネットワーク強化、各種研修参加、見守り支援等を実施しました。なお、令和3年度の障がい者虐待による通報件数は9件でした。(平成30年度5件、令和元年度0件、令和2年度9件)	今後も、障がい福祉課内に「日高市障がい者虐待防止センター」を設置、運営し、障がい者の虐待防止等に努めていきます。	A
	④地域包括支援センターによる権利擁護の支援	長寿いきがい課	高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利を擁護するため、「地域包括支援センター」による必要な支援を行います。	地域包括支援センターにおいて、消費者被害への対応や認知症相談を実施した他、成年後見制度の紹介やその利用を支援しました。	今後も地域包括支援センターにおいて、消費者被害への対応を実施する他、認知症相談や成年後見制度の紹介等に努めます。	A
	⑤成年後見制度の市長申立ての実施	長寿いきがい課	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申し立てを行う親族がいない等の理由により成年後見制度を利用することができない人を対象に、日高市成年後見制度の市長申立てを行います。	成年後見制度の市長申立て7件を行った他、成年後見人へ支払う報酬の助成(2人)を行う等して、高齢者の権利擁護を図ることができました。	今後も、認知症等により判断能力が不十分である等、成年後見の申立が困難な高齢者について、随時、成年後見制度の申立を行ってまいります。また、成年後見人への報酬を支払う資力が無い方でも制度を利用することができるよう、報酬の助成についても継続してまいります。	A
		障がい福祉課		令和3年度の日高市成年後見制度利用支援事業の申立てはありませんでした。(平成30年度0件、令和元年度1件、令和2年度0件)	引き続き、成年後見制度の活用について推進してまいります。	A
⑥市民後見人の養成・支援	長寿いきがい課	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人」について、社会福祉協議会と連携し、養成及び支援を行います。	社会福祉協議会等との具体的協議が、始まっておりません。	社会福祉協議会と連携し、市民後見人や法人後見、成年後見制度の利用促進等について、協議を行います。	D	
	障がい福祉課		社会福祉協議会等との具体的協議が、始まっておりません。	社会福祉協議会と連携し、市民後見人や法人後見、成年後見制度の利用促進について、協議を行います。	D	
社会福祉協議会の取組	①高麗川地域包括支援センターによる権利擁護の支援	社会福祉協議会(高麗川地域包括支援センター)	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域における成年後見制度の活用支援等の充実を図ります。	市から委託を受け運営している「高麗川地域包括支援センター」においては、成年後見に関する支援については2件の相談援助を行いました。	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	②社会福祉協議会による法人後見の実施	社会福祉協議会	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、財産管理や契約手続の代行、身上監護等を行います。	社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、必要な支援を行う「法人後見」については、関係者等との協議の機会を持って進めることとしていますが、実現には至りませんでした。令和3年度から開始した「成年後見に関する相談」の機会などから対応のイメージづくりなどを進めます。	同事業を進めるためのマンパワーを確保するだけの財源がありません。今後、内容の検討を進めます。	D
	③市民後見人の養成・支援	社会福祉協議会	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人」について、市と連携し、養成及び支援を行います。	法人後見と併せて、市民後見人の在り方について検討が必要などありますが、実現には至りませんでした。	同事業を進めるためのマンパワーを確保するだけの財源がありません。今後、内容の検討を進めます。	D

取組名	所管	概要	令和3年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
2. 地域づくり						
1. 地域福祉の場・拠点づくりの推進						
市の取組	①総合福祉センター「高麗の郷」の維持管理	生活福祉課	高齢者、障がい者及び子育て世代の総合的な福祉交流活動の拠点として、指定管理者による管理・運営を行い、利用促進を図るとともに、施設の適正な維持管理を行います。	総合福祉センターは、平成20年度から現在まで指定管理者制度を導入し。指定管理者による管理運営を行っています。指定に当たっては、指定管理者候補者選定委員会に諮り、市議会の議決を得て、協定書及び年度協定書を締結しています。現在の指定管理者は、社会福祉法人日高市社会福祉協議会で、期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までです。	令和4年度に指定管理期間が終了となることから、指定管理者候補者選定委員会において協議し、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの指定管理者候補者を選定し、市議会の議決を得て、協定書及び年度協定書を締結していきます。	A
	②地域福祉の場を運営する団体への空き家等の情報提供支援	都市計画課	サロン活動、地域福祉活動等の地域の人の居場所として、空き家等を活用したい団体に対して、有効活用が可能な空き家等の情報を提供します。	空き家所有者のうち、社会福祉団体やNPO法人等へ売却又は賃貸を検討している方に対し、団体等へ情報を提供しても良いか意向調査を実施しました。	空き家等の活用を希望する団体等から問い合わせがあった際には、了承を得ている方の情報を提供し、空き家所有者と活用希望者のマッチングを行います。	B
社会福祉協議会の取組	①総合福祉センター「高麗の郷」の管理及び運営	社会福祉協議会（指定管理者）	市から管理の指定を受け、高齢者、障がい者及び子育て世代の総合的な福祉交流活動の拠点として、管理・運営を行い、利用促進を図ります。	市からの管理の指定を受け、総合福祉センター管理経営事業に取り組みました。コロナ禍においては、貸室等のサービスについては定員や利用時間の制限を行っていましたが、浴室については10月31日より通常営業を再開しました。浴室は年間27,121人の利用があり、施設の全面休館を行っていた前年より14,275人多くなりました。	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	②地域サロン活動等の居場所づくり支援	社会福祉協議会	赤い羽根共同募金等を原資として、身近な地域での居場所づくりを進めるため、サロン活動やコミュニティ食堂等の立ち上げ支援及び運営支援を行います。	赤い羽根共同募金事業（歳末たすけあい事業）の一環として「地域居場所づくりの支援」に取り組み、市内26カ所のサロン活動やコミュニティ食堂などの取組を支援しました。	コロナ禍において集まる機会設定が困難な中ではありますが、同取組の充実、強化に向けた対応を進めます。	B
	③福祉のまちづくり活動への支援	社会福祉協議会	区や自治会で取り組む敬老会、サロン活動等の交流を目的とした行事や活動に助成金を交付し、住民同士のつながり活動を支援します。	区・自治会を範囲として取り組まれる地域福祉活動の振興等を目的に助成金を交付しました。（13件、延べ216,600円）。	コロナ禍において集まる機会設定が困難な中ではありますが、同取組の充実、強化に向けた対応を進めます。	B
2. 地域での支え合い・見守り体制等の拡充						
市の取組	①地域支え合い事業の推進	生活福祉課	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める「地域おたすけ隊」の取組について、必要な支援を行います。	社会福祉協議会で「地域おたすけ隊」の運営を実施しました。社会福祉協議会に財政的支援を行うことにより活動を支援しました。	社会福祉協議会に財政的支援を行い活動を支援していきます。	A
	②民生委員・児童委員の活動支援	生活福祉課	地域の実態把握、地域での見守り・支え合い活動の推進等、民生委員・児童委員活動を充実するため、活動費の助成、研修等の支援及び活動しやすい環境の整備を行います。	民生委員・児童委員の活動費を助成するとともに定例会において事例検討や研修会を支援しました。	民生委員・児童委員の活動費を助成し、研修等を支援していきます。	A
	③認知症等の地域見守り体制の強化	長寿いきがい課	認知症等による行方不明の際の早期発見のための見守りシールを作成・配布するとともに、認知症を正しく理解して支援する認知症サポーター養成講座の開催、徘徊声かけ訓練を実施することにより、地域の人たちが見守ることができる体制を強化します。	認知症サポーター養成講座を18回開催し、303人の認知症サポーターを養成しました。	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症を正しく理解して寄り添える人材を養成し、認知症高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	A
	④地域ケア会議の開催【再掲】	長寿いきがい課	介護支援専門員のケアマネジメント支援を行う「ケアマネジメント支援型」、自治会や行政区単位等で地域課題の把握を行う「圏域型」による地域ケア会議を開催します。	令和3年度の「ケアマネジメント支援型」の地域ケア会議は、令和3年5月から令和4年3月まで、月1回実施しました。また、地域包括支援センターが実施する「圏域型」の地域ケア会議は年26回実施しました。	「ケアマネジメント支援型」は、ケアマネジャーが、自立支援に資するケアマネジメントが実施できるよう、半年後の評価を実施し、事例の振り返りができるようにしていきます。また、「圏域型」については、地域の実情に応じて開催ができるよう、支援してまいります。	A
	⑤要援護高齢者等支援ネットワークの推進【再掲】	長寿いきがい課	保健、医療、福祉、警察、消防等の関係機関が相互に連携し、高齢者、障がい者及びその家族等の権利擁護、見守り活動、消費者被害防止等の支援を行うため、「要援護高齢者等支援ネットワーク」を推進します。	市内を日常的に巡回している19事業所と協定を締結している他、年度当初に各地域包括支援センター職員が各事業所を訪問して協力を依頼した結果、ネットワークへ登録する事業所数を増加させることができました。また、令和4年2月16日に要援護高齢者ネットワーク研修会を開催しました。	市内事業所への訪問及び協力依頼を通じた登録事業所の増加を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	A
障がい福祉課		新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修会等の取組はできませんでしたが、一方、見守り活動等の支援については、個別相談に係る支援者同士の連携等により、推進することができました。		新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しながら、引き続き長寿いきがい課等と協力し、取組を継続します。	B	
産業振興課		要援護者等支援ネットワーク研修会及び協定締結事業所連絡会に参加し、消費者被害の最新手口等について学ぶとともに、ネットワークの機能強化を図りました。		引き続き、要援護者等支援ネットワーク研修会や協定締結事業所連絡会等に参加し、ネットワークの推進及び機能強化を図ります。	A	

取組名	所管	概要	令和3年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
⑥シルバー人材センターへの支援	長寿いきがい課	自らの生きがいの充実及び社会参加を希望する高齢者の就業機会の確保、高齢者の長年培われた知識や経験、技術等の労働能力を生かした高齢者事業を推進する「シルバー人材センター」を支援するために運営費等に係る補助金を交付します。	高齢者事業を推進する「シルバー人材センター」を支援するために運営費等に係る補助金を交付しました。	今後も運営費等に係る補助金を交付します。	A
⑦老人クラブへの支援	長寿いきがい課	高齢者の生活を豊かにするとともに高齢者の社会参加や生きがいづくりを図るため、老人クラブ連合会や単位老人クラブに対して活動費の補助を行います。	市内の単位老人クラブ28クラブ及び老人クラブ連合会に活動費の補助を行い、高齢者が自ら集い、地域の清掃奉仕や見守り、教養講座やスポーツなどの活動を通じて、社会参加や生きがいづくり、さらには健康づくりを推進しました。	今後も老人クラブに対して活動費の補助を行う他、老人クラブ向けの教養講座等の提供等を通じて、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援します。	A
⑧シニアの交流会の開催	長寿いきがい課	独居の高齢者や引きこもりがちな高齢者が、地域での仲間やパートナーを作るきっかけとして、「シニアいきいき交流会」を開催し、交流の促進を図ります。	いきいきシニア交流会としての実施はありませんでしたが、地域に既にある集いの場(くりくり元気体操やサロン等)において、高齢者の仲間づくりや交流の促進が図られています。令和3年度については、コロナ禍でもあり、地域の集いの場の開催も自粛が多くみられました。	今後も、地域の集いの場の情報提供を積極的に実施し、高齢者の仲間づくりや交流の促進が図られるよう、支援していきます。	C
⑨認知症カフェの開催	長寿いきがい課	認知症の方及びその家族が気軽に参加し、相談等もできる認知症カフェを「地域包括支援センター」等と連携し、実施します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、市内6カ所に設置していた認知症カフェは実施しませんでした。代替え事業として、認知症個別相談会を実施しました。	コロナ禍における認知症カフェの実施方法や代替案等を検討し、認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を整えていきます。	B
⑩住民主体の介護予防事業の充実	長寿いきがい課	介護予防の一環として、地域において仲間を作り、住民自らが主体的に介護予防体操を行う「くりくり元気体操」の取組を推進するとともに、取組を支援するボランティアの育成を行います。	市内のくりくり元気体操グループに対し、新型コロナウイルス感染症の予防に関する情報提供を行い、活動自粛中のグループの再開支援と活動しているグループに対し継続支援を実施しました。	今後も新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を継続するとともに、活動自粛中のグループの再開に向けた相談支援等を行います。さらに、新たなグループ立ち上げの支援、活動継続の支援及びボランティア育成を実施することにより、各地域における介護予防に関する自主的な取組みを支援してまいります。	A
⑪健康づくりの推進	保健相談センター	健康づくりの推進のため、県と連携した歩数計を活用した「埼玉県コバトン健康マイレージ事業」や健康ウォーキング事業等を実施するとともに、健康長寿サポーターの養成を行い、市民と行政との協働による事業実施を進めます。	「埼玉県コバトン健康マイレージ事業」では、歩数計及びアプリ合わせて344名が新規登録しました。また、健康ポイント事業での歩数によるポイント設定やウォーキングマップ作製など、意欲的にウォーキングに取り組める体制をつくりました。	「埼玉県コバトン健康マイレージ事業」と連携し、市民が意欲的にウォーキングに取り組める環境を整備します。また、食生活改善推進員や運動普及推進員と連携し、市民と行政との協働による事業を進めます。	A
⑫学校見守り隊の活動支援	学校教育課	児童・生徒が安心安全に登下校できるよう、あいさつや歩行指導等の見守り活動を行う学校見守り隊を学校単位で結成し、活動を支援します。	各地区のスクールガードリーダーやPTAの担当者を対象とした研修会をオンラインで実施しました。飯能警察署の生活安全課の方からの話も聞き、見守り活動を推進しました。メール配信システムを利用して防犯情報を伝えることで、学校見守り隊の活動を支援しました。	引き続き、研修会の実施やメール配信システムの利用を進め、学校見守り隊の活動を支援していきます。	A
⑬高齢者学習支援の開催	生涯学習課	各公民館を核として、高齢者を対象とした地域の特色を生かす講座等を開催します。	シルバー学級等高齢者事業を36回実施しました。	高齢者が自発的に地域の活動へ参加できるような事業を企画します。	B
⑭子育て出前講座による支援	子育て応援課	子育てサークル等を対象に保育士、栄養士、保健師の専門的知識を生かし、親子の関わりや遊び等を伝える生涯学習出前講座を行います。	日高市高麗川地区民生委員・児童委員協議会からの依頼により、出前講座を実施しました。	各種団体等からの依頼に対し、適宜出前講座を行います。	B
	保健相談センター		子育て出前講座の依頼は、ありませんでしたが、赤ちゃんひろばや子育て支援センター等からの依頼により、保健師、栄養士、助産師等が会場に向き、育児に関する講座を行いました。	子育てサークル等を対象に保健師、栄養士等の専門的知識を生かし、親子の関わり等を伝える生涯学習出前講座等を行います。	A
⑮ファミリー・サポート・センターの充実	子育て応援課	有償により育児の援助を受けたい人で行いたい人からなる子育てを地域で相互援助する会員組織の運営(ファミリー・サポート・センター)を実施するとともに、会員の確保及び事業内容の充実を行います。	仕事と育児を両立させるための環境整備及び地域住民の子育て支援を図ることを目的として、日高市社会福祉協議会に事業を委託しました。小学生以下の子どもがいる家庭で育児の援助を受けたい人(利用会員)と育児の援助を行いたい人(協力会員)を会員として組織化し、相互援助活動により子育て支援を促進することができました。	日高市社会福祉協議会と連携し、仕事と育児が両立できるよう利用会員と協力会員の相互援助活動による子育て環境の充実に努めていきます。また、会員の増加に努めていきます。	A
⑯子育てひろばの充実	子育て応援課	乳幼児及びその保護者が自由に交流できる地域の場所として、子育てひろばを公民館等に開設し、ひろばの周知など利用の促進を図ります。	新型コロナウイルス感染症対策を十分に行った上で、公民館を会場に子育てひろばを開催し、乳幼児及びその保護者の交流促進に取り組みました。	保護者の子育て不安の軽減及び保護者同士の繋がりを促進するため、子育てひろばの運営を維持します。	B
⑰子育て応援隊の充実	子育て応援課	乳幼児及びその保護者が自由に交流できる地域の場所として、公民館等で開設している子育てひろばの運営等、地域の子育てを応援するボランティアである「ひだか子育て応援隊」を支援し、充実を図ります。	新型コロナウイルス感染症対策を十分に行った上で、6つのひろばを運営し、乳幼児及びその保護者並びに妊婦が相互に交流できる場所を提供しました。	6つのひろばを運営する「ひだか子育て応援隊」の活動を支援し、ひろば運営を維持していきます。	B
⑱仲間づくりカフェの開催	子育て応援課	子育て世代の相互交流の場を広げるため、民間施設で市が認証した店舗(認証ママカフェ)と連携し、子育て世代が気軽に集える仲間づくりカフェを開催します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、仲間づくりカフェは開催できませんでした。	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮するとともに、子育て世代のニーズを把握しながら、今後の開催等を検討していきます。	D
⑲仲間づくりの情報発信	子育て応援課	子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、必要な情報を地域子育て支援拠点や市のホームページ等で発信します。	市ホームページや公共施設への掲示等を活用し、子育て情報の発信に取り組みました。	引き続き充実した子育て情報の発信に取り組みます。	B
	保健相談センター		地域子育て支援拠点や親子教室等については、新生児・乳児訪問の際に紹介しました。また、保健相談センター内には、地域子育て支援拠点について掲示しています。	子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、必要な情報を地域子育て支援拠点や市のホームページ等で発信します。	A

取組名	所管	概要	令和3年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
㉔パパ・ママ教室の開催	保健相談センター	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、妊婦と夫や家族を対象に妊娠・出産・育児に関する知識を普及するパパ・ママ教室を開催します。	妊娠中のかたが、心身ともに安定した状態で妊娠期を過ごすために、夫婦で参加できるパパ・ママ教室を年5コース(1コース3日間)実施し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及や仲間づくりの場を提供することができました。	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、妊婦と夫や家族を対象に妊娠・出産・育児に関する知識を普及するパパ・ママ教室を開催します。また、母子で利用できる施設として「子育て総合支援センターぬくぬく」の紹介の場を設けます。	A	
㉕育児学級の開催	保健相談センター	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、乳児及び保護者を対象に育児学級(すくすく教室)を開催します。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響から「すくすく教室」を中止しましたが、「赤ちゃんサロン」が子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう低月齢の親子が参加できるよう新生児訪問時の声掛けや対象児への通知により参加勧奨をしました。	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、乳児及び保護者を対象に育児学級を開催します。	A	
㉖子育て講座等の開催	生涯学習課	各公民館を核として、地域の特色を生かした子育て教育の講座等を展開し、親子に必要な情報を発信します。	親子運動あそび等家庭教育事業を21回実施しました。親子ハッピータイム等子育て期の保護者同士の交流の場を20回提供しました。	乳幼児を持つ保護者を対象に子育てに関する家庭教育事業を実施します。子育て期の保護者同士の交流の場を提供します。	B	
㉗当事者支援型サロン活動の促進	障がい福祉課	当事者支援型サロン活動において、障がい当事者の主体的な取組を進めるとともに、協力者(ボランティア)を養成し、当事者とのふれあいを促進します。	障がい福祉課では、ボランティアと障がい者の交流事業等について、直接支援は行っていませんが、年1回夏に熊谷市総合運動場で実施される「彩の国ふれあいピック」(県内の障がい者全般へ周知するスポーツ大会)へ、日高市身体障がい者福祉会のメンバーとともに引率参加を行っています。 なお令和3年度は、日高市身体障がい者福祉会のメンバーより新型コロナウイルスの感染不安による不参加の決定がなされたことから、引率参加はありませんでした。	今後も、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しながら、日高市身体障がい者福祉会のメンバーの参加意思を確認しつつ、引率参加を行います。	D	
㉘地域と施設の交流活動事業の促進	障がい福祉課	障がいのある人に対する地域の理解を図るため、障がい者福祉施設利用者と地域住民との日常的な交流機会を増やす取組を促進していきます。	障がい福祉課では、地域住民と障がい者福祉施設利用者が地域交流が促進できるような取組は実施してませんが、社会福祉協議会が実施する「福祉スポーツ大会」や「あいあいまつり」への職員参加を実施しています。 なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環により大会が中止となったことから、取組はありませんでした。	大会等が再開された場合、社会福祉協議会が実施する「福祉スポーツ大会」や「あいあいまつり」への職員参加を行います。	D	
社会福祉協議会の取組	①地域支え合い事業の推進	社会福祉協議会	「地域おたすけ隊」の運営支援、新規開設団体への支援及び地域支え合い協力店(地域商品券の利用)の拡大を図り、「地域支え合い事業」を推進していきます。	市内4カ所での取組でしたが、令和4年1月4日から高麗学校区を活動範囲とした「高麗地域おたすけ隊」が発足し、活動を開始しました。 また、支え合い協力店は市内132店舗にまで拡大しました。	地域おたすけ隊が設置されていない地域での取組を進める必要があります。また、担い手の高齢化により、特に運転協力会員の確保が困難となっていることから、車を使った付き添い支援のありかたについて検討が必要です。	B
	②民生委員・児童委員の活動支援	社会福祉協議会	歳末たすけあい募金を原資として、民生委員に支援を必要とする人の調査連絡活動を依頼するとともに、見守り活動に対する助成を行います。	歳末たすけあい募金を原資として、民生委員が実施する調査連絡活動及び見守り活動に対する助成を実施しました。	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	③歳末たすけあいによる見守り支援	社会福祉協議会	地域での声かけや見守りのきっかけづくりとして、歳末たすけあい募金を原資におせち料理の宅配等を行います。	歳末たすけあい募金を原資として、市内97世帯におせちセットの宅配を行いました。	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	④福祉委員の設置及び会議の開催【再掲】	社会福祉協議会	住民参加による地域活動を円滑・効果的に推進するため、行政区の区長を福祉委員に委嘱し、情報交換、社会福祉協議会会費及び共同募金への協力、地域活動に係る会議の開催等を行います。	行政区の区長を福祉委員として委嘱し、地域福祉の財源確保等にご理解とご協力をいただきました。日高ボランティアネットについては、コロナ感染拡大防止の観点から開催を取りやめました。	今後も引き続き、福祉委員との連携を強化するとともに、感染状況などを勘案して会議の開催について検討します。	B
	⑤地域福祉推進組織の設置【再掲】	社会福祉協議会	地域支え合い体制として、地域住民が主体的に地域課題を把握し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める「地域福祉推進組織」の設置を進めます。	武蔵台及び高根地域に「地域活動拠点」を整備し、地域住民が主体的に地域課題を把握し、その解決を図る取組を支援しました。	既存の組織の取組であり、社会福祉協議会が設置するかたちではなく、地域福祉推進組織との連携(パートナーシップ)で取組を進めています。 地域においてどのような対応が必要かの協議を進めながら、他の地域での拡大が課題です。	B
	⑥ボランティア団体及びボランティア活動の支援の充実	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	市と連携して、アクティブシニアのボランティア等への参加促進を図るため、日高ボランティアネットの運営、ボランティアサポーターズクラブの運営支援等を行うとともに、ボランティア保険加入促進、ボランティア・市民活動への参加の援助等を行います。	ボランティアサポーターとの情報交換を進め、今後のボランティア活動支援に関する情報共有を図りました。日高ボランティアネットについては、情報更新などが進まずに十分な活用ができませんでした。	日高市ボランティア・市民活動支援センターなどの活動拠点や情報発信の仕組みは整いつつありますが、運用に課題を抱えています。これらが有機的に展開できるよう、体制構築を図る必要があります。	B
	⑦認知症等の地域見守り体制の強化(高麗川地域包括支援センター圏域)	社会福祉協議会(高麗川地域包括支援センター)	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、認知症を正しく理解して支援する認知症サポーター養成講座の開催、認知症に対する普及啓発等を行うことにより、同センター圏域における認知症等の地域見守り体制を強化します。	認知症を正しく理解して支援する認知症サポーター養成講座の開催や、自治会広報紙に認知症の啓発促進を目的とした記事の掲載機会を得るなどの対応を進めました。	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	⑧認知症カフェの開催(高麗川地域包括支援センター圏域)	社会福祉協議会(高麗川地域包括支援センター)	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域における認知症の方を介護している家族への支援のため、認知症の方とその家族が気軽に参加し、相談等もできる認知症カフェを実施します。	認知症の人とその家族が気軽に参加し、相談できる機会としての認知症カフェ(オレンジカフェ)については、コロナ禍において全力所で中止しましたが、圏域内で出張包括相談会を実施しました。	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	⑨ファミリー・サポート・センターの充実	社会福祉協議会(ファミリー・サポート・センター)	市から業務の委託を受け、有償により育児の援助を受けたい人と行いたい人からなる子育てを地域で相互援助する会員組織の運営(ファミリー・サポート・センター)を実施するとともに、講習会及び交流会の開催、ファミサポ通信の発行等を行います。	市からの委託を受け、有償のたすけあいの仕組みである「ファミリーサポートセンター」を運営しました。利用・協力会員併せて256人が登録し、年間199回の支援をコーディネートしました。	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A

取組名	所管	概要	令和3年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
⑩当事者支援型サロン活動の促進	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	発達障がいや精神障がいの当事者支援型サロン活動において、障がい当事者の主体的な取組を進めるとともに、協力者（ボランティア）を養成し、当事者とのふれあいを促進します	発達障がいや精神障がいの当事者支援型サロン活動の登録はありましたが、コロナ禍において活動を休止するサロンもありました。	当事者支援型サロンについては、担い手の育成や活動の継承に課題があります。 サロン活動の充実に向けた必要な支援を図ります。	B	
⑪福祉スポーツ大会の開催	社会福祉協議会	赤い羽根共同募金を原資として、障がい者のスポーツを通じた健康増進、仲間づくり、交流機会の創出及び社会参加を促進するため、福祉スポーツ大会を開催します。	コロナ禍において、福祉スポーツ大会の開催に至りませんでした。	同様の規模、内容での開催に拘らず、感染対策に十分留意した内容での開催を検討します。	D	
3. 社会的孤立、社会的弱者等の対策の充実						
市の取組	①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員の配置支援【再掲】	生活福祉課	社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員が配置され、円滑な活動が行えるよう、市と社会福祉協議会との連携を強化します。	コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーター配置における財政的支援を行いました。	社会福祉協議会との連携を図り、情報共有に努め支援していきます。	A
	②民生委員・児童委員の活動支援【再掲】	生活福祉課	地域の実態把握、地域での見守り・支え合い活動の推進等、民生委員・児童委員活動を充実するため、活動費の助成、研修等の支援及び活動しやすい環境の整備を行います。	民生委員・児童委員の活動費を助成するとともに定例会において事例検討や研修会を支援しました。	民生委員・児童委員の活動費を助成し、研修等を支援していきます。	A
	③障がい者就労支援センター及び地域活動支援センターの充実	障がい福祉課	障がい者等の就労、雇用等の相談支援を行う「障がい者就労支援センター」を設置するとともに、社会との交流促進のため地域での創作活動等を行う「地域活動支援センター」を設置し、センターの充実を図ります。	令和3年度の『障がい者就労支援センター』実績は、登録者数が226人、うち就労に結び付いた人が128件、令和3年度に新規就労を開始した人が35人。内訳として品出し6人、事務補助5人、軽作業3人などとなっています。 令和3年度の『地域活動支援センター』実績は、4施設を設置、登録者数は32人、年間延べ利用者数が3,045人となっています。	就労準備支援としてハローワークや職場見学、模擬採用面接のトレーニングなど、職場定着支援として健康管理や雇用状況の把握、職場巡回、相談支援等を実施し、障がい者の就職及び就労の定着について支援していきます。 地域活動支援センターについても、引き続き設置を行い、社会との交流促進のため地域での創作活動等を実施していきます。	A
	④再犯防止等の推進	生活福祉課	罪を犯した人が地域で安定した生活を送ることができるよう、国や県の施策及び関係機関と連携した取組を行うことにより、再犯者の防止等を推進します。	国や県の動向を把握しました。	引き続き国等の動向を注視していきます。	A
	⑤自殺対策の推進	保健相談センター	国の自殺総合対策大綱及び県の自殺対策計画等を踏まえ、市における自殺対策を推進するため、自殺対策計画を策定し、関係機関とのネットワークの強化、相談体制の強化、普及啓発等を総合的に展開します。	日高市自殺対策計画に基づき、人材の育成(市内事業所のケアマネージャー向け、教職員向けのゲートキーパー研修)や、相談支援体制の整備、普及啓発等を行い、自殺対策の推進を図りました。また計画の進捗確認シートを用いて、関係各課における施策の進捗状況をまとめ、自殺対策庁内連絡会(書面会議)にて情報の共有を図りました。	引き続き、自殺予防を図るため、計画に基づいた自殺対策を推進します。	A
社会福祉協議会の取組	①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員の配置及び資質向上【再掲】	社会福祉協議会	市全域（第1層）及び福祉圏域（第2層）ごとに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員を配置するとともに、市と連携しながら包括的な支援体制づくりを進めるため、資質を向上します。	令和3年11月に、社協組織の一部改編を行い、高麗、高麗川、高萩の各所にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を各1名、自立相談支援センターの主任相談支援員を相談支援包括化推進員として任命し、対応を進めました。	CSWについては兼務であり、地域に積極的に出向いて対応するまでには至らない地域がありました。 この職種は、重層的支援体制構築においても重要な役割を担うことが期待されており、専任職員の配置が必要です。	B
	②民生委員・児童委員の活動支援【再掲】	社会福祉協議会	歳末たすけあい募金を原資として、民生委員に支援を必要とする人の調査連絡活動を依頼するとともに、見守り活動に対する助成を行います。	歳末たすけあい募金を原資として、民生委員が実施する調査連絡活動及び見守り活動に対する助成を実施しました。	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	③障がい者就労支援センターの充実	社会福祉協議会（障がい者就労支援センター）	市から業務の委託を受け、「障がい者就労支援センター」を設置し、職場開発、職業相談、就労のための必要な支援、離職時の支援等の継続的な就労支援を行います。	市から委託を受け「障がい者就労支援センター」を設置し、226名の登録者に対し、就労者120名(令和3年度に34名を新規就労)となり、障がい者の就労による自立と社会参加の促進を図りました。	未就労者の自立と社会参加を促進するため、一人ひとりにマッチしたきめ細かい就労準備支援、就労率や職場定着率の向上を図ります。	A
4. 災害に備えた支援体制の構築						
市の取組	①地域の防災活動への支援・防災知識の普及啓発	危機管理課	自主防災組織の中心的な役割を担うリーダーの養成講座の実施、自主防災組織の活動に係る補助金の交付等により自主防災組織の活動支援を行うとともに、広報ひだかや市のホームページ等により、地域における防災知識の普及啓発を行います。	自主防災組織の活動に係る補助金の交付等により自主防災組織の活動支援を行いました。 ・実施訓練6回(4団体)、資機材購入1回(1団体) 出水期に合わせて新たに作成したハザードマップを全戸配布するとともに、広報ひだかやホームページ等による防災知識の普及啓発を行いました。	全地区参加による安否確認訓練については、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止しました。未実施のリーダー養成講座とともに、感染症対策を施しながらの実施方法を検討します。 自主防災組織への補助による活動支援や地域における防災知識の普及啓発については引き続き実施します。	B
	②避難行動要支援者制度の充実	危機管理課	災害時に自力で避難が困難な高齢者、障がい者等の要支援者に対し、事前に同意書を提出してもらい、区長や民生委員等の避難支援者に平常時から同意を得た人の名簿情報を提供し、災害時の適切な避難誘導につなげる制度の充実を図ります。	区長や民生委員等の避難支援者に対し、同意を得た人の名簿状況を提供することで、災害時の適切な避難誘導につなげられるよう啓発しました。 ・避難行動要支援者名簿登録者数 675人	同意申請書の受付は随時行ったものの、対象となる高齢者等への一斉の意向確認はできませんでした。また、広報等による周知も足りなかったため、名簿登録者数が減少することとなりました。 制度内容の周知を図り、同意申請書の提出を呼び掛けることで、名簿登録を促します。	B

取組名	所管	概要	令和3年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
③福祉避難所の設置及び充実	危機管理課	高齢者や障がい者等で一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、災害時に避難をする福祉避難所を設置するための指定をするとともに、市と指定施設による課題解決に向けた福祉避難所開設訓練を実施します。	施設担当者との意見交換等を実施しました。	施設担当者との意見交換や情報提供は継続して実施します。避難所開設訓練については、新型コロナウイルス感染症拡大もあり実施できませんでしたが、実施に向けて引き続き検討していきます。	D
④災害支援の実施	生活福祉課	公益社団法人埼玉県地建物取引業協会彩西支部との「住宅火災等の災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」により、被災時における住宅支援を行います。	「住宅火災等の災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」による協力店を把握し、住宅火災等の発生時に備えました。	住宅火災等の被災者に対し速やかに情報提供できるよう努めます。	A
社会福祉協議会の取組	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	災害時に「災害ボランティアセンター」として機能するため、災害時に対応した訓練への職員の参加、被災地への職員の派遣を行うなど災害ボランティア活動への支援強化を図ります。	令和3年度は、県内で取り組まれる災害に関する連絡協議会への出席にとどまり、具体的な訓練は実施しませんでした。また、被災地への職員派遣などの要請はありませんでした。	社協の組織体制の変更や、総合福祉センターにおける避難所運営支援などの両立などに対応するためのマニュアルの変更や、それに向けた行政等との協議が必要です。	B

3. 担い手づくり

1. 地域福祉の課題を学び、考える機会の充実

市の取組	①地域福祉意識の普及啓発促進	生活福祉課	社会福祉協議会が行う地域福祉関係講演会等に対して、協力・支援を行うとともに、生涯学習出前講座の実施や地域福祉計画の内容・理念について、市のホームページ等でPRします。	生涯学習出前講座に「地域福祉の推進に向けて」というテーマでメニューを登録し、講座を3回開催しました。市ホームページに第3次地域福祉計画の進捗状況を掲載しました。	地域福祉に係るテーマで生涯学習出前講座に登録し講座を開催していきます。	A
	②地域福祉活動の情報発信の強化	生活福祉課	地域福祉活動を行っている団体等の情報を把握するとともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動等の取組内容を広報ひだかや市のホームページ等でPRします。	社会福祉協議会との連携を密にし、情報交換を行いながら、地域福祉活動を行っている団体等の情報把握に努めました。	地域福祉活動等の取組内容を更にPRしていきます。	A
	③福祉学習の推進	学校教育課	福祉に対する関心と理解を深め、互いに支え合い、豊かに生きていこうとする心と態度を身に付けること等を目的に、小・中学校における教育の充実を図るとともに、中学生のボランティア活動の機会の増加を図ります。	福祉施設と連携し、点字や高齢者についての理解を深める学習を進めました。ボランティア活動は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。	ボランティア活動については、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、今後の取組内容を検討します。	B
社会福祉協議会の取組	①地域福祉意識の普及啓発促進	社会福祉協議会	共同募金を原資として、社会福祉貢献者への表彰、福祉関係者の相互連携、仲間づくりや交流及び地域福祉活動・ボランティア活動の普及促進を図るため、社会福祉大会、地域福祉フォーラム及びあいあいまつりを開催します。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域福祉フォーラム及びあいあいまつりについては開催を見合わせました。社会福祉大会については、内容・規模を見直したうえで開催し、社会福祉の推進に貢献のあった人への表彰を行いました。	各種イベントについては、新型コロナウイルス感染症対策を施したうえで実施できる内容を検討する必要があります。	B
	②地域福祉活動の情報発信の強化	社会福祉協議会	共同募金を原資として、社協だより「ひだまり」の発行及び社会福祉協議会のホームページの運営を行い、地域福祉活動の情報発信を行います。	社協だより「ひだまり」を年3回発行しました。また、ホームページを運営し、地域福祉活動の情報発信に努めました。	時期にあった特集の設定や、ホームページの逐次更新など、魅力ある紙面やサイトの制作などの工夫が必要です。	B
	③レクリエーション・視聴覚教材の貸出し	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	地域での交流や福祉学習をより効果的なものとするため、レクリエーション・視聴覚教材を充足するとともに、学校や団体等へ貸出しを行います。	ボランティア団体や施設等に対し、プロジェクターや音響設備、レクリエーション用具の貸出を実施しました。	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	④福祉教育・ボランティア学習への支援	社会福祉協議会	福祉に関する理解と関心を高めるため市内の学校等で取り組まれている福祉をテーマとした学習について、プログラムの実施に向けた連絡調整、当事者やボランティア、職員等の学習支援者派遣による取組支援等を行います。	福祉に関する理解と関心を高めるため、市内の学校等で取り組まれる福祉をテーマとした学習について、プログラムの立案や実施、協力者の調整などを行いました。(市内5カ所の小学校に対し、協力者6人、参加児童937人、時間数1,530分の実績となりました。※実績はいずれも延べ数)	発達障がいや精神障がいなどの理解を促進する、新たなテーマに対する取組や、感染拡大に留意したプログラムの開発などの対応が必要です。	B
	⑤ひだか小中学生作文コンクールの開催	社会福祉協議会	家族や友人、地域との関わりについて考え、福祉に関する理解を広げてもらうため、「ひだか小中学生作文コンクール」を開催し、表彰するとともに、県社会福祉協議会主催の作文コンクールへの推薦を行います。	コロナウイルス感染拡大を受けて、県社会福祉協議会主催の作文コンクールが休止となっており、日高市における取組についても中止としました。	再開に向けた準備を進めます。	D
⑥彩の国ボランティア体験プログラム・高校生ワークキャンプの実施	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	ボランティア活動への参加のきっかけづくりとして、彩の国ボランティア体験プログラムを実施します。また、高校生を対象として、人と人とのつながりの大切さやボランティア意識を高めることを目的として、宿泊を伴うプログラム(高校生ワークキャンプ)を実施します。	ボランティア活動への参加の機会として、彩の国ボランティア体験プログラムを実施しました。(14メニュー、参加実人員99名、うち学生数82名)また、実施にあたっては、対面だけではなく、作品寄贈型の活動なども提案して実施しました。宿泊を伴うワークキャンプなどの取組については、感染拡大の影響により休止しています。	コロナウイルス感染拡大に留意したプログラムの開発などを進め、より多くの人に安心してボランティア活動に参加していただけるよう取組を進めます。	B	

取組名	所管	概要	令和3年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
2. 地域福祉を担う住民・団体の育成の拡充						
市の取組	①地域福祉活動の促進	生活福祉課	社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動のきっかけづくりとしての講演会・研修会を開催するとともに、地域福祉活動の手引を作成し、広報ひだかや市のホームページ等でPRします。	講演会や研修会は開催できませんでした。社会福祉協議会主催のフードパントリーに協力し、庁内で食糧を募集するフードドライブを行いました。フードパントリーを通して今後のボランティアの人材育成支援について検討しました。	今後も社会福祉協議会と連携しながら、活動を支援し、広く周知していきます。	B
	②自治会等の活動への支援	総務課	自治会活動の活性化と地域コミュニティの促進を支援するため、区運営交付金等の交付、自治会運営マニュアルの作成、区長研修の実施、公会堂等の施設整備に対する補助、区加入率増加のための支援、コミュニティ活動を行う団体への支援等を行います。	自治会活動の活性化を支援するため、次の事業を実施しました。 ・区運営交付金、区長謝金の交付 ・自治会運営マニュアルの更新及び配布 ・公会堂等の施設整備に対する補助金の交付 また、地域コミュニティ活動を推進するため、日高市コミュニティ協議会に対して補助金を交付したほか、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業による助成金を交付しました。	区長会事業である区長研修が、新型コロナウイルス感染症の流行により中止となったことなどから、自主財源での運営が可能となり、補助金は返還されました。 引き続き、自治会等の活動に必要な支援を実施します。	A
	③ボランティア団体・NPO法人等への支援	総務課	ボランティア・市民活動の活性化を図るため、社会福祉協議会の「ボランティアセンター」と連携し、ボランティア団体等の活動支援を行うとともに、埼玉県西部地域振興センターと連携し、NPO法人立ち上げ相談等の支援を行います。	ボランティア活動を行った団体に対して、活動費の補助を行いました。(16団体、計1,274千円を補助)	様々なボランティア活動に対して支援を行いました。 ただし、補助金の主旨・目的を理解していない団体も見受けられますので、育成等を含め、検討していきたいと考えます。	A
	④地域における人づくりの支援	生涯学習課	習得した知識・技能を地域に還元し、まちづくりの一助とするため、「生涯学習まちづくり出前講座」を行うとともに、まちづくりの根幹をなす人づくりを推進するため、まちづくりコーディネーターの養成・支援を行います。また、各公民館を核として、地域の特色を生かしたまちづくりを展開するために、人づくりの養成・支援を行います。	「生涯学習まちづくり出前講座」を実施し、市民編7講座・参加者107名、行政編20講座・参加者526名が受講しました。 各公民館での人づくりの養成・支援を行う講座は開催できませんでした。	学習コミュニティの形成と活力あるまちづくりのため、市民のニーズにあった魅力ある講座を提供していきます。	B
社会福祉協議会の取組	①地域福祉活動の促進	社会福祉協議会	市と連携しながら、地域福祉活動のきっかけづくりとしての講演会・研修会を開催するとともに、地域福祉活動の手引を作成し、広報紙や社会福祉協議会のホームページ等でPRします。	地域福祉活動の手引の一つとして、地域おたすけ隊の取組を紹介する資料を作成し配付しました。 移送支援に関する学習会を開催し、このテーマへの理解を深めました。	地域福祉活動が多様化する中、各資料を分かりやすく周知できるよう整理するなどの工夫が必要です。	B
	②地域福祉活動、福祉事業等への後援	社会福祉協議会	地域福祉活動、福祉事業等に対して社会福祉協議会が後援等を行い、地域福祉活動の普及啓発を図ります。	地域福祉活動、福祉事業等に対し、令和3年度は13件の後援を決定しました。	今後も同取組の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	③福祉委員の設置及び会議の開催【再掲】	社会福祉協議会	住民参加による地域活動を円滑・効果的に推進するため、行政区の区長を福祉委員に委嘱し、情報交換、社会福祉協議会会費及び共同募金への協力、地域活動に係る会議の開催等を行います。	行政区の区長を福祉委員として委嘱し、地域福祉の財源確保等にご理解とご協力をいただきました。 福祉委員を対象として開催している「福祉委員会議」については、コロナ感染拡大防止の観点から開催を取りやめました。	今後も引き続き、福祉委員との連携を強化するとともに、感染状況などを勘案して会議の開催について検討します。	B
	④ボランティアセンターの充実【再掲】	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	「ボランティアセンター」を設置し、ボランティアコーディネーターを配置し、ニーズ把握、関係団体等との調整、研修の実施、活動団体への支援、情報提供、マッチング等ボランティア活動の普及促進を図ります。	ボランティア活動が、福祉分野だけではなく、まちづくり等すそ野が広がる中、従来のボランティアセンターを発展改組し、「日高市ボランティア・市民活動支援センター」を設置し、運営を始めました。	ボランティアサポーターなどの人的資源と、日高ボランティアネットなどの情報資源を効果的に活用できるよう体制を整える必要があります。	A
	⑤ボランティア団体及びボランティア活動の支援の充実【再掲】	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	市と連携して、アクティブシニアのボランティア等への参加促進を図るため、日高ボランティアネットの運営、ボランティアサポーターズクラブの運営支援等を行うとともに、ボランティア保険加入促進、ボランティア・市民活動への参加の援助等を行います。	ボランティアサポーターとの情報交換を進め、今後のボランティア活動支援に関する情報共有を図りました。日高ボランティアネットについては、情報更新などが進まずに十分な活用ができませんでした。	日高市ボランティア・市民活動支援センターなどの活動拠点や情報発信の仕組みは整いつつありますが、運用に課題を抱えています。これらが有機的に展開できるよう、体制構築を図る必要があります。	B
	⑥ボランティア講座等の開催	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	当事者支援団体やボランティア団体等と連携し、子育てや障がい者支援等の各種ボランティア講座等を開催し、地域福祉活動を担う人材の育成を図ります。また、ボランティア活動の連絡調整に必要な考え方やスキルについて学ぶことができる講座を開催し、ボランティア活動の活性化を図るための人材育成を進めます。	コロナ禍において、ボランティア講座等の開催に至りませんでした。	地域福祉活動の担い手の育成に、ボランティア講座等は重要な機会となりますので、コロナ禍における人材育成のありかたについて関係団体等と協議のうえ実施できるよう検討します。	D
	⑦ボランティア団体等への車両の貸出し支援	社会福祉協議会	コミュニティ活動やボランティア活動を支援するため、ボランティア団体等へ社会福祉協議会所有車両の貸出しを行います。	令和3年度は、イベント等も少なく1件の貸出にとどまりました。	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	⑧運転ボランティア活動への支援	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	運転ボランティア活動を行う人等に対して、移送支援者講習会参加受講料の補助等を行うとともに、進行性難病の当事者の会及び介護者の会に対して運転ボランティアを紹介します。	令和3年度は、埼玉県移送支援ネットワークの協力により、運転協力者認定講習会を開催し、運転を伴うボランティアを養成しました。また、コロナ禍により活動が減少しましたが、進行性難病の当事者の会に対し4件の運転支援を実施しました。	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A

取組名	所管	概要	令和3年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
⑨傾聴ボランティア活動への支援	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	孤立しがちな高齢者や障がい者の支援のため、傾聴ボランティアグループへの活動支援を行います。	コロナ禍により、傾聴ボランティアについては施設、個人宅とも活動の再開に至りませんでした。	今後、施設の動向を踏まえ、対応の検討を行い、傾聴ボランティアの派遣等の再開に向けた準備が必要です。	B
⑩保育ボランティア活動への支援	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	子育て中の方がボランティア活動等に積極的に参加する機会を増やすため、保育ボランティアグループへの活動支援を行います。	子育て中の方がボランティア活動などの社会活動に積極的に参加する機会づくりのため、グループ保育を実施する「ひだまりっ子」の活動支援を行い、昨年は1件の派遣を行いました。	今後も同取組の充実、強化に向けた対応を進めます。	B
⑪災害ボランティアセンターの充実【再掲】	社会福祉協議会（ボランティアセンター）	災害時に「災害ボランティアセンター」として機能するため、災害時に対応した訓練への職員の参加、被災地への職員の派遣を行うなど災害ボランティア活動への支援強化を図ります。	令和3年度は、県内で取り組まれる災害に関する連絡協議会への出席にとどまり、具体的な訓練は実施しませんでした。また、被災地への職員派遣などの要請はありませんでした。	社協の組織体制の変更や、総合福祉センターにおける避難所運営支援などの両立などに対応するためのマニュアルの変更や、それに向けた行政等との協議が必要です。	B
⑫各種事業展開を通じた地域福祉の担い手の育成・支援	社会福祉協議会	各種事業展開を進めていく中で、地域おたすけ隊協会員、サロン活動協力員等の地域福祉の担い手の育成と支援を行います。	地域福祉の担い手支援として、CSW、生活支援コーディネーターが連携して対応にあたり、個別の相談支援から地域課題の把握を進めました。	今後も同取組の充実、強化に向けた対応を進めます。	B

3. 介護・保育人材の確保等の推進

市の取組	①介護人材の確保等の方策検討	長寿いきがい課	介護職員が働く職場環境の改善や介護職員の質を高めるための研修等について、国や県の動向、他市町村の取組等を踏まえ、必要な方策を検討していきます。	埼玉県の介護人材育成・就職支援事業に連携し、広報等を通じて説明会を随時開催するなど、市民の介護職への就職機会の提供及び市内介護事業所の人材確保に努めました。	令和4年度以降についても埼玉県介護人材育成・就職支援事業に連携し、介護人材の確保に努めます。	A
	②保育人材の確保等の方策検討	子育て応援課	保育士が働く職場環境の改善や保育士の質を高めるための研修等について、待機児童対策とともに国や県の動向、他市町村の取組等を踏まえ、必要な方策を検討していきます。	産業医の職場巡視の指摘事項を踏まえ、環境改善に取り組みました。また、保育士の質の向上を目指し、外部研修等に参加をしました。	働きやすい環境を維持するため、保育士との情報交換をしつつ、引き続き環境の改良に努めます。	B
	③飯能看護専門学校への運営補助	保健相談センター	地域の看護活動を担う看護師の育成を図るため、飯能地区医師会が経営する飯能看護専門学校に対して運営の補助を行います。	地域医療を支える看護師の育成を図るため、飯能地区医師会が経営する飯能看護専門学校への補助金を交付し、その活動を支援しました。	地域医療を支える看護師等については人材不足が懸念されていますので、即戦力となる看護師の育成を図るためにも、看護専門学校への支援については継続する必要があります。	A
	④社会福祉士実習生の受け入れ	生活福祉課	社会福祉士の養成支援のため、福祉事務所において実習生の受け入れをします。	実習生の受入れ依頼がなく、実習指導には至りませんでした。	実習指導者を計画的に増員し、実習生の受入体制を整え、実習先として依頼があった際には受け入れていきます。	D
社会福祉協議会の取組	①介護福祉士実習生の受け入れ	社会福祉協議会（ヘルパーステーションこまの郷）	介護福祉士の養成支援のため、ヘルパーステーションこまの郷において実習生の受け入れをします。	令和3年度には、実習生の受け入れはありませんでした。	今後も同取組の充実、強化に向けた対応を進めます。	D
	②社会福祉援助技術現場実習生の受け入れ	社会福祉協議会	社会福祉を担う人材の養成を支援するため、社会福祉援助技術現場実習生の受け入れをします。	今後の社会福祉を担う人材養成を支援するため、社会福祉援助技術現場実習生を2つの大学から各1名受け入れ、指導しました。	今後も同取組の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	③看護実習生の受入	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）	地域における多職種連携を見据え、看護師の養成を支援するため、看護実習生の受入をします。	地域ケアや介護予防の重要性を学ぶため、看護実習生13名を受入れ、指導しました。	今後も同取組の充実、強化に向けた対応を進めます。	A

4. 社会福祉法人、企業、大学等との連携強化

市の取組	①社会福祉法人との連携強化	生活福祉課	市内の社会福祉法人が自主的に行う公益的な取組について、地域の実情に応じた取組がなされるよう、市と社会福祉協議会との連携強化を行うとともに、公益的な取組内容について市のホームページ等でPRします。	市内社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について現状把握を行うとともに、好事例について情報収集を行いました。	引き続き、市所管の社会福祉法人が実施する公益的な取組を把握し、法人から相談があった際には社会福祉協議会と連携し、より地域の実情にあった取り組みができるよう支援します。	B
	②地域支え合い事業の推進【再掲】	生活福祉課	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める「地域おたすけ隊」の取組について、必要な支援を行います。	社会福祉協議会で「地域おたすけ隊」の運営を実施しました。社会福祉協議会に財政的支援を行うことにより活動を支援しました。	社会福祉協議会に財政的支援を行い活動を支援していきます。	A
	③有識者の活用	生活福祉課	大学、専門学校等の職員について、その知識や経験を市政に反映するため、福祉に係る市の審議会等への登用を行います。	専門的な立場からご意見をいただき市政に反映するため、大学教員の審議会への登用を行いました。	引き続き、専門的な知識や経験を市政に反映するため、大学、専門学校等の職員の審議会等への登用を行います。	A
	④日高あんしんネット等の実施	長寿いきがい課	高齢者、障がい者等の異変時における早期発見や早期対応のため、市内事業所に協力いただきます。また、高齢者等地域見守り活動に関する協定を締結している事業所についても、見守り活動の支援協力をいただきます。	市内を日常的に巡回している19事業所と協定を締結している他、年度当初に各地域包括支援センター職員が各事業所を訪問して協力を依頼した結果、ネットワークへ登録する事業所数を増加させることができました。また、令和4年2月16日に要援護高齢者ネットワーク研修会を開催しました。	市内事業所への訪問及び協力依頼を通じた登録事業所の増加を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	A

取組名	所管	概要	令和3年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
	障がい福祉課		新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修会等の取組はできませんでした。一方、見守り活動等の支援については、個別相談に係る支援者同士の連携等により、取り組みました。	新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しながら、引き続き長寿いきがい課等と協力し、取組を継続します。	B
	産業振興課		地域包括支援センター等と連携し、高齢者等の消費者被害防止に努めました。	引き続き、地域包括支援センター等と連携し、高齢者等の消費者被害防止に努めます。	A
⑤子育て応援自動販売機の設置	子育て応援課	市の子育て応援を「行政・民間・市民」で推進するため、子育て応援（寄附付き）自動販売機の設置に協力いただける企業等と連携して、市内の店舗等に設置します。	子育て応援自動販売機の設置を推進するため、情報発信や企業訪問等に努め、新たに2台を設置しました。	新たな子育て自動販売機の設置に向け、情報発信に努めるとともに、市内の企業との連携を図ります。	B
⑥認証ママカフェの実施	子育て応援課	子育て世代の相互交流の場を広げるため、民間施設が子育て世代が気軽に集える場所（ママカフェ）を設け、市がそれを認証・PRをする「認証ママカフェ」制度を実施します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、認証カフェ制度の周知はできませんでした。	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮するとともに、子育て世代のニーズを把握しながら、制度の在り方を検討していきます。	D
⑦子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）の普及	子育て応援課	妊娠中の人や子どもを持つ家庭に優待カードを配布し、協賛店舗等で特典が得られる「子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）」の周知を図るとともに、協賛店舗等の募集を行います。	妊娠中の人や子どもを持つ家庭に優待カードを配布しました。また、協賛店舗等で特典が得られる「子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）」の周知を図りました。	妊娠中の人や子どもを持つ家庭に配布する優待カードの周知に努めます。	B
⑧健康づくり事業等の連携	保健相談センター	健康づくりに係る事業について、講演会の講師や事業に係る運営協力等、大学、専門学校等と連携した取組を行います。	ロコモティブシンドロームチェックや骨粗しょう症予防の講話について、埼玉医科大学保健医療学部の協力を得ながら実施しました。	健康づくりに係る事業について、講師や企画、運営等、引き続き、大学や専門学校等と連携した取り組みを行います。	A
社会福祉協議会の取組	①社会福祉協議会における公益的な取組の実施	社会福祉法の規定に基づき、社会福祉法人が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする人に無料又は低額な料金で提供する「地域における公益的な取組」について、社会福祉法人として取り組みます。	社会福祉法に基づく社会福祉法人としての地域における公益取組として、福祉用具の貸出(26件)、福祉自動車の貸出(27件)、印刷機の貸出(32件)を実施しました。	今後も同取組の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	②地域支え合い事業の推進【再掲】	「地域おたすけ隊」の運営支援、新規開設団体への支援及び地域支え合い協力店（地域商品券の利用）の拡大を図り、「地域支え合い事業」を推進していきます。	市内4カ所での取組でしたが、令和4年1月4日から高麗学校区を活動範囲とした「高麗地域おたすけ隊」が発足し、活動を開始しました。また、支え合い協力店は市内132店舗にまで拡大しました。	地域おたすけ隊が設置されていない地域での取組を進める必要があります。また、担い手の高齢化により、特に運転協力会員の確保が困難となっていることから、車を使った付き添い支援のありかたについて検討が必要です。	B
	③家庭介護教室等の連携	介護について体験的に学習できる機会を専門学校及び「地域包括支援センター」と共同で企画し、実施します。	介護学習できる機会として、市の委託により2会場で家庭介護教室を実施しました。	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A

4. 環境づくり

1. 自立に向けた継続的な支援体制の充実

市の取組	①生活困窮者自立支援の拡充	生活福祉課	生活困窮者からの就労等の相談に応じる「自立相談支援センター」を設置し、ハローワーク等の関係機関と連携しながら自立に向けた必要な支援を行うとともに、支援内容の拡充を図っていきます。	様々な課題を抱える生活に困窮している人に対して、個人の状況に合わせた包括的かつ継続的な支援(生活困窮者自立相談支援事業)を実施しました。また、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業を開始し、事業を強化しました。 新規相談受付229件、プラン申込38件、支援調整1,406件、相談支援1,033件、就労準備支援5件、家計改善支援30件	主任相談支援員、就労支援員、就労準備支援員、家計改善支援員が一体となって、生活困窮者が生活保護に陥る事が無いよう、より一層取り組みます。	A
	②生活困窮家庭の子どもへの学習支援の実施	生活福祉課	貧困連鎖の防止を図るため、生活保護世帯又は生活困窮世帯であって、高等学校等に進学する中学生や高等学校在籍生に対して学習支援を行います。	子どもの学習支援事業を、一般社団法人 彩の国 子ども・若者支援ネットワークに委託実施。年間39回教室を開催、参加者は延べ161人(中学生129人、高校生32人)となりました。中学3年生、高校3年生の進学率は100%でした。	引き続き、子どもの学習支援事業を委託により実施し、進学に関する支援や高校進学者の中退防止に関する支援等、より一層取り組みます。	A
	③ひとり親家庭等の自立支援の実施	子育て応援課	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の社会生活全般についての総合的な相談に応じます。また、自立に向けた教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支払います。	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の抱える様々な課題に対する相談に応じるとともに、ハローワークや県福祉事務所等と連携して就業相談を行うなど、自立に向けた支援を行いました。また、母子(父子)家庭の母(父)の就労における能力開発の取組を支援し、資格の取得に繋げることで、就業と母子父子家庭の自立を促進しました。	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の様々な相談に応じ、就業相談や就業に向けた資格取得など、自立に向けた支援を行います。また、新たに母子・父子自立支援プログラム策定員を置き、相談者に寄り添ったプログラムの作成を行います。	A
社会福祉協議会の取組	①自立相談支援センターの充実【再掲】	社会福祉協議会（自立相談支援センター）	市から業務の委託を受け、「自立相談支援センター」を設置し、生活に困窮している人から窓口や電話等による様々な相談を受け、自立に向けた包括的な支援を行います。	市からの委託を受け、自立相談支援センターを設置し、主任相談支援員、相談支援員兼就労支援員、家計改善支援員、就労準備支援員をそれぞれ1名配置し、生活に困窮している人からの相談に応じました。(相談受付件数229件、自立プランの作成38件)	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	②彩の国あんしんセーフティネット事業への参加	社会福祉協議会（自立相談支援センター）	埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会へ会費を拠出し、彩の国あんしんセーフティネット事業に参加することで、生活困窮者に対する現物給付等の支援を実施するなど、支援体制の充実を図ります。	生活困窮者支援の体制の充実を図るため、社会福祉法人として埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会に社会貢献活動費を拠出し、令和3年度は交通費として1件の支援を実施しました。	今後も同取組の充実、強化に向けた対応を進めます。	A

取組名	所管	概要	令和3年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
2. 福祉サービスの苦情解決体制の強化						
市の取組	①福祉サービス第三者評価の普及	生活福祉課	市が所管する社会福祉法人に対し、県が実施している福祉サービス第三者評価を周知するとともに、社会福祉法に基づく苦情解決体制について、適正に福祉サービスが実施されているか定期的に確認をします。	現況報告書や社会福祉法人指導監査時に第三者評価の受審確認を行っており、周知ができています。また、苦情解決の仕組みへの取組について、体制が整っていることを確認しています。	第三者評価の受審及び苦情解決体制について確認を行います。	A
		障がい福祉課		市が所管する社会福祉法人に対し、現況報告書の確認を実施し、社会福祉法に基づく苦情解決体制について、適正に福祉サービスが実施されているか確認しました。	今後も指導監査の定期的な実施及び現況届の確認等を通して、適正な福祉サービスの提供等について確認を行います。	A
		子育て応援課		利用者からの相談などを社会福祉法人と情報共有し、随時、運営改善などの支援を行いました。	社会福祉法人が適正な事業運営ができるよう、利用者からの苦情などを丁寧に聞き取り、社会福祉法人への改善指導を行います。	A
		長寿いきがい課		市が所管する社会福祉法人に対し、現況届の確認を実施し、社会福祉法に基づく苦情解決体制が適正に実施されている状況について確認しました。	今後も指導監査の定期的な実施及び現況届の確認等を通して、適正な福祉サービスの提供等について確認を行います。	A
	②社会福祉法人の指導監査等の実施	生活福祉課	市が所管する社会福祉法人に対し、社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき、指導監査を定期的に実施するとともに、県が行う施設監査の状況を把握するなど、福祉事業者の情報を把握し、必要な対応を行います。	監査時期にきている法人に対し監査を実施しています。他課が所管する法人への監査支援を行いました。	今後も法人に対して、随時情報提供等を行い、適正に運営されるよう支援していきます。	A
		障がい福祉課		指導監査を1件実施いたしました。また、現況報告書により法人が適正に運営されている状況を確認しました。	今後も指導監査を定期的に実施するとともに、現況報告書等により、法人が適正に運営されているか状況を確認します。	A
		子育て応援課		社会福祉法の規定による現況報告に基づき、会計資料等の確認及び必要な指導監査を実施しました。	今後も、社会福祉法人の事業について、定期的な実地で聞き取り調査など指導監査を実施する中で、地域共生社会の実現が図れるよう支援していきます。	A
		長寿いきがい課		令和3年度は、市が所管する社会福祉法人への指導監査を実施しませんでした。平成30年度、令和元年度に指導監査を実施し、法人が適正に運営されている状況を確認しました。	今後も指導監査を定期的に実施するとともに、法人に対し随時情報を提供するなどして、法人が適正に運営されるよう支援してまいります。	A
3. 誰にも優しいまちづくりの推進						
市の取組	①バリアフリーのまちづくりの推進	都市計画課	公共施設や住宅等のバリアフリー化について、都市計画マスタープランに位置付け、人に優しいまちづくりを推進していきます。	埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく特定生活関連施設の届出を埼玉県へ進達し、埼玉県の指導のもと、市内にある施設のバリアフリー化に努めました。	今後も埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出の埼玉県への進達を行い、埼玉県の指導により市内にある施設のバリアフリー化に努めます。	B
	②道路環境の整備	建設課	高齢者、障がい者、児童・生徒等、誰にでも安心して安全に利用しやすい歩行空間を確保するため、道路環境の改善を積極的に行います。	令和3年度は次の道路環境の改善を行いました。 ①市道幹線51号 令和3年度までの累計(357.00m/536.74m⇒66.5%) ②市道幹線59号 路線測量160.00m	市道幹線59号の路線の整備方法を決定した上で、歩道拡幅部の用地買収を実施し、用地取得後、整備を実施します。	B
	③公共建築物におけるバリアフリーの推進	財政課	公共施設長寿命化計画や今後策定予定の公共施設再編計画に基づき、公共建築物の大規模修繕や長寿命化改修時に合わせて、バリアフリー化を進めていきます。	公共施設再編計画に基づく公共施設の複合化や機能集約等の取組みとして、バリアフリー化を含めた新高萩公民館の整備を開始しました。(完成予定:令和4年度)	各種計画に基づく大規模修繕、長寿命化改修に合わせて、バリアフリー化を進めます。	A
	④高齢者等の移動支援の実施	危機管理課	自力での移動が困難な高齢者及び運転免許証自主返納者の移動手段の確保を目的として、路線バス又はタクシー運賃の一部補助を行うとともに、自治会による自主運行の初期費用に対する補助金の交付を行います。	自力での移動が困難な75歳以上の高齢者等の移動手段確保を目的として、路線バスまたはタクシーの運賃の一部補助を実施しました。 高齢者等おでかけ支援事業申請件数 1,579件	高齢化が進む中、市民の交通手段として、路線バスやタクシー等の公共交通機関の活用が重要となります。 今後は、高齢者や運転免許証返納者が増加が見込まれるため、移動手段を確保する方法を引き続き検討する必要があります。	A
	⑤障がい者の移動支援の実施	障がい福祉課	障がいのある人が社会参加し、生きがいを持って生活できるよう、福祉タクシーの利用料金の助成、自家用自動車等の燃料費、運転免許取得費、自動車改造費、障がい児通学奨励費の補助を行うなど、外出のための支援を行います。	令和3年度の実績は、福祉タクシーの利用料金の助成が2,750件、重度心身障がい者自動車等燃料費補助者数が648人、心身障がい児通学奨励費補助者数が486人であり、各種事業により広く障がい者(児)の外出支援を実施し、社会参加を促進しました。	事業の実施方法等について検討を行いながら、外出のための支援を実施していきます。	A
	⑥地域おたすけ隊による外出支援の実施	生活福祉課	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める「地域おたすけ隊」による外出支援の実施について、社会福祉協議会と連携した支援を行います。	社会福祉協議会で「地域おたすけ隊」の運営を実施しました。社会福祉協議会に財政的支援を行うことにより活動を支援しました。	社会福祉協議会に財政的支援を行い活動を支援していきます。	A

取組名	所管	概要	令和3年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
⑦障がい者用駐車場の青色塗装の実施	障がい福祉課	公共施設に障がいのある人が優先して駐車できる場所を整備するとともに、利用者等に分かりやすく判別できるよう、青色塗装を行います。	現在、公共施設内の障がい者用駐車場26か所中、20か所について青色塗装が完了しており、残りの6か所についても、早期に青色塗装を完了できるよう働きかけを行います。	市内の各部局と連携し、対応を協議します。	B
⑧赤ちゃんの駅の普及促進	子育て応援課	乳幼児のいる子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを進めるため、誰でも自由におむつ替えや授乳が行える赤ちゃんの駅の設置・普及促進を図るとともに、公共施設への整備を行います。	市内の公共施設及び民間等施設に設置されている赤ちゃんの駅の周知に努めました。	乳幼児のいる子育て中の家族が安心して外出できるよう赤ちゃんの駅の周知に努めます。	B
⑨きらきらスペース・キッズコーナーの設置	子育て応援課	公共施設に妊婦や乳幼児連れの人優先して駐車できる場所(愛称:きらきらスペース)を整備するとともに、公共施設において安心して乳幼児を遊ばせることができるキッズコーナーを設置します。	乳幼児や子どもが安心して遊べるよう、公共施設のキッズコーナーの衛生管理(消毒等)に努めました。	きらきらスペースの維持管理及びキッズコーナーの衛生管理(消毒等)に努めます。	B
⑩障がい者の差別の解消等の啓発	障がい福祉課	「障がい者週間」を契機として、広報ひだかや市のホームページ等により、障がい者に対する理解、障がい者の差別の解消等を図るための普及啓発活動を行います。	障がい者週間に広報ひだか及び市ホームページを活用し、「ヘルプマーク」等について周知を図りました。 また、入間西障がい者地域総合支援協議会(広域設置:日高市・毛呂山町・越生町・鳩山町)において、障害を理由とする差別を解消するための取組を行いました。	引き続き、広報ひだかや市のホームページを活用し、普及啓発活動を行います。	A
⑪手話通訳者・手話奉仕員の養成・利用促進	障がい福祉課	手話通訳者養成講習会の開催等により、手話通訳者・手話奉仕員を養成するとともに、制度の周知を図り、各種講演会等における利用促進を図ります。	新型コロナウイルス感染症予防等のため、手話奉仕員養成講習会は中止いたしました。	今後、新型コロナウイルス感染症等の状況を見ながら実施を検討していきます。	D
⑫図書館におけるサービスの充実	図書館	点字図書・大活字本の充実、録音図書・布の絵本の製作、盲人用郵便制度を活用した図書の貸出し等を行い、視覚障がい者や障がいのある子ども、高齢者等への図書サービスの充実を図ります。	点字図書・大活字本・LLブックを補充(購入)し、「いきいきシニアコーナー」、「りんごの棚」の充実を図りました。また、ボランティア「ポコ・ア・ポコ」については、コロナ禍でも利用できるタペストリー「ひだかマップ」の製作を行い、視覚障がい者や障がいのある子ども、高齢者等への図書サービスを実施しました。	引き続き、高齢者向けの「いきいきシニアコーナー」の充実、設置を開始した「りんごの棚」の充実と周知を図る予定です。	A
⑬情報のバリアフリーの推進	市政情報課	広報ひだかの音声化とその活用を支援するとともに、ウェブアクセシビリティに対応した市のホームページを運営することにより、情報のバリアフリーの推進を図ります。	広報ひだかを音声化し、市ホームページから聞くことができるほか、デジター版CDの貸し出しを行いました。また、市のホームページをウェブアクセシビリティに対応した運営を行いました。	広報ひだかの音声化及び市ホームページをウェブアクセシビリティに対応した運営を継続して行います。音声版データについては、トラック分けしてほしいという意見がありました。	A
	障がい福祉課		県から送付された県民だより・県議会だよりの点字版等を行政情報コーナーに置き、閲覧できるようにしました。	今後も同様の取組を実施していきます。	A
⑭介護マークの普及促進	長寿いきがい課	介護者が介護の際に身に付け、介護していることを周囲に理解してもらい、介護者の精神的負担を軽減するため、介護マークを配布し、普及啓発を行います。	広報紙へ掲載した他、介護保険の通知にパンフレットを同封する等し、周知を行いました。令和3年度の配布は3件でした。	今後も、広報等を活用し、周知を行います。	A
⑮ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進	障がい福祉課	障がい者、高齢者等で手助けが必要な人が身に付けておくことで困ったときに周囲の人から支援や配慮を得やすくするため、ヘルプマークを配布するとともに、ヘルプカードを作成・配布し、普及促進を行います。	広報、ホームページ、ポスター、チラシ等によりヘルプマークの配布についてPRし、併せてマークを身に付けた方への配慮を呼びかけました。 なお、令和3年度のヘルプマーク配布数は64個で、窓口でヘルプカードについても紹介し、配布しました。	今後も同様の取組を実施していきます。	A
⑯マタニティマークの普及促進	保健相談センター	妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするため、マタニティマークを配布し、普及促進を行います。	妊娠届出の際に、母子健康手帳の交付とともにマタニティマークを配布しました。	周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするために、引き続き、妊娠届出の際に、母子健康手帳交付とともに、マタニティマークを配布し、普及促進を行います。	A
⑰人権啓発等の推進	総務課	人権意識の高揚と人権についての理解促進等を図るため、人権講演会・人権啓発研修会を開催するとともに、人権侵害等に対応するため、人権擁護機関との連携を図りながら人権相談等の相談事業を行います。	人権講演会はコロナ禍であったため中止しました。 人権研修会は規模を縮小し実施しました。 人権相談については、8・9・1・2・3月は中止したものの、年間で4件の相談がありました。	コロナ禍で実施できていませんでしたが、徐々に対面での研修を開催していきたいと考えます。	A
⑱人権教育の推進	生涯学習課	人権についての理解促進等を図るため、人権講演会・研修会の開催や普及啓発活動を行うとともに、児童・生徒に対して人権作文や人権標語の募集、学校・家庭・地域連携による人権学習の取組等を行います。	市職員を対象に人権啓発研修会を1日間(2回)開催と、小・中学校PTA、高齢者他を対象に人権学習会で延べ718名と多くの参加があり、普及啓発活動を行いました。令和3年度は新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら、回数や参加人数を制限し、実施しました。	引き続き、幅広い世代に人権についての理解促進等を図っていきます。	A
	学校教育課		生涯学習課と連携し、日高市人権教育推進協議会による研修会を実施し、人権についての理解促進等を図りました。 人権作文は小学2年生から中学3年生が、人権標語は小学5年生と中学1年生が取り組みました。	新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、引き続き、人権教育の推進に取り組みます。	A
⑲男女共同参画の推進	総務課	家庭、地域、職場、教育等における男女共同参画社会を推進するため、広報紙等による啓発活動、女性相談・女性のための法律相談の相談事業を行います。	男女共同参画に関するイベントや女性に対する相談事業などについて、広報ひだか、ホームページ、チラシ等により随時情報提供し、啓発を行いました。 専門相談員による相談事業を実施しました(月2回女性相談)。また、女性相談の案内カードを市内公共施設や市内事業所に設置し、必要な時に相談先が伝わるようにしました。	効率的な方法を検討しつつ、引き続き、男女共同参画に関する啓発に努めます。 引き続き、相談事業を実施します。	A

取組名	所管	概要	令和3年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価	
②①ワーク・ライフ・バランスの啓発	産業振興課	仕事と生活の調和実現に向けて、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、事業主や労働者に対し、意識啓発を図るとともに、広報紙等を活用した情報提供を行います。	労働相談窓口を開設し、事業主や労働者からの相談に対し助言や情報提供を実施することで、労働環境の改善に努めました。また、県からの啓発チラシやポスターを窓口に設置し、意識啓発を図りました。	引き続き、労働相談窓口を開設し、労働環境の改善に努めます。また、県からの啓発チラシやポスターを窓口に設置し、意識啓発を図ります。	A	
②②結婚活動の支援	生活福祉課	少子化対策の一環として、結婚を望む独身男女に出会いと交流の場を提供するため、婚活イベントの実施及び「SAITAMA出会いサポートセンター」への参加をしていきます。	SAITAMA出会いサポートセンター協議会へ引き続き加入しました。会員になるための出張登録会を市内で3回開催しました。	県の結婚支援センター「SAITAMA出会いサポートセンター」の周知を図り、市内出張登録会を開催していきます。	A	
社会福祉協議会の取組	①地域おたすけ隊による外出支援の実施	社会福祉協議会	通院や買い物などの際に、付き添いによる支援が必要な人への外出支援を行うため、社会福祉協議会所有車を「地域おたすけ隊」へ貸し出します。	令和3年度は3か所の地域おたすけ隊に対し各1台(合計3台)の所有車の運行管理の一部を委任し、貸出を行い、運転を伴う付き添い移送支援活動に役立てていただきました。	現在、5か所の地域おたすけ隊があり、各所から車両の貸出を受けたいとの要請がありますが、財源等の状況によりすべての隊への貸出ができていません。	B
	②運転ボランティア活動への支援【再掲】	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	運転ボランティア活動を行う人等に対して、移送支援者講習会参加受講料の補助等を行うとともに、進行性難病の当事者の会及び介護者の会に対して運転ボランティアを紹介します。	令和3年度は、埼玉県移送支援ネットワークの協力により、運転協力者認定講習会を開催し、運転を伴うボランティアを養成しました。また、コロナ禍により活動が減少しましたが、進行性難病の当事者の会に対し4件の運転支援を実施しました。	今後も同事業の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	③外出困難者への支援	社会福祉協議会	赤い羽根共同募金を原資として、外出が困難な高齢者や障がい者に対して、理美容協力店の協力者が自宅に出向き整容を行う支援を行います。	訪問カットサービスを実施する理美容協力店(理容3店、美容9店)が実施した24回の支援に対し出張費の補助を行い、外出が困難な人の整容の支援を行いました。	今後も同取組の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	④児童遊園地遊具の整備	社会福祉協議会	赤い羽根共同募金を原資として、子どもの遊び場である児童遊園地遊具の点検整備を行うとともに、老朽化が進んだ遊具の撤去を行います。	児童遊園地30か所の機械及び周辺環境の点検を専門業者に依頼し実施しました。	利用状況を勘案して点検整備を進めるほか、老朽化した遊具の撤去を行います。	B
	⑤手話奉仕員の養成	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	市から業務の委託を受け、手話通訳者養成講習会の開催等により、手話通訳者・手話奉仕員を養成します。	新型コロナウイルス感染拡大の影響から、令和3年度は開催しませんでした。	感染状況に配慮したかたちでの実施に向けた検討が必要です。	D
	⑥福祉用具・福祉車両の貸出し	社会福祉協議会	緊急一時的に車いす、ポータブルトイレ等が必要となったときに貸し出すとともに、緊急一時的に社会福祉協議会が所有する福祉車両(車いすスロープ付き軽自動車)を必要とする人に貸し出します。	福祉用具や福祉車両の貸出を、地域における公益的取組の一環として実施しました。(福祉用具貸出26件、福祉車両27件の貸出)	今後も同取組の充実、強化に向けた対応を進めます。	A
	⑦点字用具の整備・声のおたより活動の支援	社会福祉協議会(ボランティアセンター)	視覚障がいのある人への情報提供の促進のため、点字用具の整備及び声のおたより活動の支援を行います。	新型コロナウイルスワクチン接種情報の点字での対応などの依頼を受け、点字ボランティアサークルと連携して情報提供を進めました。また、朗読ボランティアサークルによる声のおたより活動(広報の音声化)を支援しました。	今後も同取組の充実、強化に向けた対応を進めます。	A